

官報

号外 昭和二十七年七月四日

○第十三回 参議院会議録第六十二号

官報(号外)

1

昭和二十七年七月四日(金曜日)午後一時二十九分開議

議事日程 第六十三号

昭和二十七年七月四日

午前十時開議

第一 法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)

(委員長報告)

第五 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 製塩施設法案(内閣提出、衆議院提出)

(委員長報告)

第七 航空法案(内閣提出、衆議院送付)	第一七 インドとの平和条約の締結について承認を求めるの件
第八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)	○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。
第九 農地法案(内閣提出、衆議院送付)	昨三日議員から左の修正案を提出しました。
第一〇 農地法施行法案(内閣提出、衆議院送付)	電源開発促進法案に対する修正案(奥むねお君外一名発議)
第一一 輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)	同日議員長島銀藏君外十一名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
第一二 航空機製造法案(内閣提出、衆議院送付)	在外同胞引揚促進並びに留守家族援護に関する決議案
第一三 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)	同日衆議院から左の議案を提出した。
第一四 電源開発促進法(衆議院提出)	よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
第一五 中華民国との和平条約の締結について承認を求めるの件	○議長(佐藤尚武君) この際、議員大屋晋三君懲罰の動議を議題といたします。これより提出者の趣旨説明の発言を許します。金子洋文君。
第一六 北太平洋の公海漁業に関する国際条約及び北太平洋の公海漁業に関する国際条約附屬議定書の締結について承認を求めるの件	〔金子洋文君登壇、拍手〕
第一七 同日修正議決した衆議院送付の左の内容	○議長(佐藤尚武君) 只今議題となりました大屋晋三君に対する懲罰について趣旨の説明をいたしたいと存じます。
第一八 同日修正議決した衆議院送付の左の内容	第五回国会におきましても、会期の延長をめぐって紛糾が起つたのであります。その当時議員として経験の乏しかつた私は、議長席へ駆け上づたために、二十三日間の登院停止を喰つて思ひ出します。共産党の中西君の除名に賛成するならば、社会党の金子やカニエの懲罰は軽くする、こういうふうな提議が自由党の方々から出されましたのであります。(「不都合だ」と呼ぶ者)

開提出案は、即日これを衆議院に同付した。

破壊活動防止法案

公安調査庁設置法案

公安審査委員会設置法案

明治二十五年三月三十日
第三回郵便物認可

あり)我が党はこの不正な提示に対し断固拒絶して、我々は中西君の除名に反対し、我々は喜んで二十三日の登院停止を喰つたのであります。今回の懲罰動議に際しましても、私は自由党の方々に望みたいことは、そういう国会を侮辱するような裏表裏の取引は是非やめて頂きたいということであります。会期延長をめぐつて今回も議院君から海外旅行のため会期中請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際お詫びいたします。小堀秀吉君から海外旅行のため会期中請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

官 報 (号 外)

3

順次この壇上に投票権を行使する、議決権を行使するため壇上に上つて来るときにおきまして、只今申述べまして十七名の人々は右より左よりあらゆる状況におきまして、議員が小林君の動議に対する議決権行使することに對しまして、遂に實力、暴力を以て議決権行使を阻止したのであります。日本は日本の國の明治以来、國会開設以来、議員の議決権を暴力を以て阻止したことのある事案は未だ曾つて聞かざるところであります。(拍手) 第五回国会のときにおきましては、議長の職権行使を暴力を以て阻止したたゞ一例でありますけれども、いわゆる議決権自体の行使に対しましてこれを阻んでござります。議長は十数回の制止をいたしております。そうしてこの職権の結果は、このいきさつの結果は遂に神聖なる議場において議員の議決権の行使を阻止したという未だ曾つておきまして、(拍手)これに對して懲罰事犯の起きて来るとは当然であると思うのであります。このことはひとり國会に行する場合において暴力を以て阻止し、もしも議員がその議員たる職責に對して公務に關してその職務を離れる懲罰事犯として論ずるだけではあるまい。

た。まさに公務執行妨害したとも言ひ得る事案であると思うのであります。かような状況におきまして、各議員としてこの重要な国会におきまして審議の実を盡されており、その熱心の余りさよな行動に脱落したのかわからませんけれども、現われた状況は、これを参議院が看過するときにおきましては（原因が違うぞ）と呼ぶ者あり）議員の議決権を暴力を以て阻止する者を看過するときにおきましては、到底今後の我が参議院における議事の運営は完全たらざるものありと考視に對して暴力を振つた議員がありましまして、あえて本懲罰勸諭を提出いたしました次第であります。なお第三の事実は、当時この整理に当りました議長整理の命を受け、議場整理に当られた高田氏に対し暴力を振つた岩間君、兼岩君、江田君、そして島君、そつしてそのうち河崎氏、高田氏は守衛をつねつておる。（笑）声、拍手）島君は衛視のネクタイをつかんでいる。こういつた事案におきまして、おの／＼それは破防法に対する賛否両論の中で、その動議の採決に当たりまして、破防法を阻止せんとする人は死力を盡してこれに闘うことも当然であります。通過せしめんとするものには、あらゆる犠牲を拂つてこれを通さんとすることに努力することは当然でありますけれども、我々議員は如何なる場合においても、議員たる品位を傷付く、議員たる行動の上に世間の非難を受けるようなことは、嚴に戒めなければいけないと思つております。（拍手）殊に今日の状態におきましては、我々が民主的な議会を運営しようとおきまして、言論に對しては、国会規則に則つて正々堂々正しい行動

をとるべきでありまして、二十八日の出来事は、我が參議院における誠に遺憾な出来事であつたと思うのであります。かような意味におきまして、私はこの国会法に漁撈いたしまして、規則一二百四十五條の示す議院を騒がし且つ議院の体面を汚し、その情状が特に重い者は登院の停止或いは除名、こういった條項に該当する事案といたしまして、国会法百二十一條によりまして、あえて懲罰動議を提出いたしました次第でございまして、各位の慎重審議をお願いする次第でございます。

○議長(佐藤尚武君) 質疑の通告がござります。発言を許します。小酒井義男君。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 私は社会党第四控室を代表いたしまして、只今議題となつておりますところの懲罰動議の提案説明者に、一、二の点について質問をいたします。

先ず第一点といいたしましてお尋ねいたしたいことは、御承知のように当日の議事が混乱いたしました原因であります。提案者分りますか。(聞いているのかと呼ぶ者あり)御承知のように自由党から、破防法その他の案件を主議すべしという動議の出されました結果には、すでに我が会派から、成規の手続によるところの大屋晋三君の懲罰動議の手続がなされておつたわけであります。然るに議長が、手続によるところの動議を採択することなく、議場においてあとから出されたところの動議を、優先議事として採上げたことに問題の出発点があつたと私は解釈をしておるのであります。(その通りと呼

〔議長〕この点について提案者は、議長のとられたところの当日の議事の手続、つまり参議院の議事規則が、ああした方法で議事の運営をやつて行くことに、将来悪例を残すことがあるか、全然その心配はないといふにお考えになつておるかどうかという点を一つ明確にして頂きたいと思います。

更に次には、私は当演壇に上がつた懲罰の対象となつておる各議員の心情は、今申上げたよくな参議院の議事規則を無視することを議長が残念がられる、これがいけないという考え方で、議長に対してその理由を質すために登壇をされたものと私は理解をしておるわけであります。(その通り)と呼ぶ者あり)動議の提案説明者は、投票の妨害を行つのが目的であつたといふに言われております。その点について具体的に提案理由の説明の根拠を一つお示しを願いたいと思います。

次に第三点としてお尋ねいたしたいことは、只今提案理由の説明に当つて、氏名を挙げて暴行をはたらいたなどとを言われる以上は、暴行を受けた相手があるはずだと思ひます。(その通りだ)と呼ぶ者あり)相手はどういう暴行を受けて、誰がどのような傷害を受けたおるかということを具体的に御説明を願いたいと思います。(拍手)

○議長(佐藤尚武君)満洲春次君。

○満洲春次君 小酒井さんの御質問にお答えをいたしました。
先ず議長が、破防法を先議すべしとの小林議員の動議を先に採決せんとして、全國民重大而も非常な慎重な態度で凝視しているときに、先ず今国会の一番大切な議案の一つといたしまして、破防法を先議することが國民の負託に応えるゆえんであると考そられて出した小林議員の動議を採決することが議長として、又そのときにおける当然の、「そんなの理由になりません」反対していると呼ぶ者あり(当然の措置としてとられた態度であると思ふ)のであります。

なお、そのときにおけるいわゆる暴行等に対しての具体的な人名その他につきましては、この案が委員会に付された後におきまして、詳細に申上げることにいたしたいと思います。(答弁にならんぞ)と呼ぶ者あり、拍手)

〔小酒井義男君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 小酒井君、なんですか。

○小酒井義男君 再質問をいたしたいと思います。

○議長(佐藤尚武君) 小酒井義男君。
〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 只今の答弁に対しても質問をいたしたいと思います。

只今の答弁によりますと、議長が、議場内におけるところの動議を優先的にとられたことについて、満洲議員は、これは國民が重大な関心を持つてゐる案件であるからということでありますが、それでは、それは如何なる規

則、手続によつてそういうことを行い得る根拠があるかということを一つ明確にして頂きたいことであります。

(「その通り」と呼ぶ者あり)

次に(「それこそ暴力だよ」と呼ぶ者

次に我々と云ふことは、当社の社名を改め
たり。公務が妨害されたたといふことで
あります。が、我々は何ら公務は妨害を
されなかつたものと解釈をしております
す。公務が如何なる根拠に基いて妨害
をされているかということについての
具体的な説明をお聞かせ願いたいと思
います。

は、完全に行われておつて、これの公務は妨害されなかつたといふ解釈を持つてゐるわけであります。

○議長(佐藤尚武君) 濵淵春次君。
「休憩は議長の判断でやられたのです
よ」暴力のあつたその点をはつきり言
ふべきだと言ふべきだ。

〔満淵春次君登壇、拍手〕

す。「ノーノー」と呼ぶ者あり。その他發言する者多し)當然であると思いま

なお小酒井議員の公務が妨害されたる事実があるかどうかというお尋ねであります。これは小酒井議員のお言葉とも思われないのであります。当日小林君の勧説に対する採決におきまして、すでに氏名を読み上げて、順次この壇上に来たときにおきまして、それが議長をして休憩せしめなければなら

なんあの混乱に陥つたことに對して、既にその投票権、議決権の行使を妨害したことのある事実は天下が認めていること多し、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 大野幸一君。
〔これが本当の弁護士だよ、よく聞いておけ〕さつきのは三百だと呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 本懲罰動議の賛否を述べられるに当りまして、やはり議員諸君の参考になることであると思いまして、これをかねつ提案者に対して小林議員の動議が、これが適法なりや否やなど、ことについて再度の質問を試みたいと思つものであります。(恥) いたる」と呼ぶ者あり)

この二百五十人の議員のうちから動議動議という声がかかる場合があります。この動議をどういうように取扱わなければならぬかというものが議論の対象になりますが、この場合を予想いたしまして、参議院規則二百三十八條には、明らかにこの場合に処する規定があるのであります。(そうだ) その通りと呼ぶ者あり) 意のために私がこれまでに読み上げますよ。(いいぞ) と呼ぶ者あり) 参議院規則二百三十八條、「懲罰の動議が提出されたときは、議長は、直ちにこれを會議に付きなければならない。散会後に提出されたときには、最近の」最も近い、次に開かれる會議のことです。(最近の会議において、これを議題としなければならない。前項の場合においては、議長は、討論を用いないで、議院の決を採り、これを懲罰委員会に付託する。」

これが三百三十八條に明文を以て規定しているのであります。聞くところによりますと、すでに休憩中に大屋晉三君に対する懲罰動議が提出されておつたのであります。従つて議長はこの參議院規則の命令するところによつて、次に開かれるところの本会議において、この懲罰動議を、第一にこれを上程しなければならん義務があることは、これは明らかであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)併しながら懲罰動議が次々と百十数件提出される場合を假定してみましょう。これは私は、権利の行使でなくして、或いはこれは権利の濫用であるとう考えるのであります。この権利の濫用とあることを、いつこれを認定するかということになります。濫用であるから濫りに幾つもいつも連続するということが、客觀情勢となつて我々に現われて来なければなりません。ただ一つの動議を以て、これは権利の濫用、将来行うであろうところの予測を持つてこの濫用に対する対抗條件といいたしまして、或る動議が提出されることは、時期が早かつたのであります。私はこういう意味におきまして、あなたが小林君の動議が、違法行為、濫用行為を避けるためには、或いは止むを得なかつたであります。けれども併しこれは自然幾つもの動議が提出され来る間に、議場の人たちが考へ初めて、そして或る程度の了解を求めつつ、啞黙の了解ありつゝ、理解を持たれつゝ、動議を出されたならば、こんな議場の混乱は起きたなかつたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)突如としてこの破防決案、野党としては必死の攻防戦でありまして、この攻

員が出されたるこの動議は驚きました。驚きの余り、議長のお取計について、希望述べようとして演壇にかけ上つて來たのでありますよ。こういうことを斟酌されて、そして十七名を、私は懲罰動議に付せられたのかといふことが、私は第一点伺いたいところであります。

第二は、一体何によつて十七人をこのうわから選定されたのでありますか。聞くところによると写真を以て選定されたということになりますが、写真ほど危険なものはないのであります。

例えて言うならば、私が申上げますとすると、丁度我が党の島君は、私が議院運営委員として上つて参りました。これは私は督促をされました、議院運営委員であるから、何が起つておるのか議長の所へ行つて聞いて来いという命令で、私は出て参りました。私は加藤君にこのことを静かに聞いておりましたが、加藤君もやや興奮しておりました。よくわかりませんでした。ただ投票中だ、投票だと言いましたのです。そこで私はすでに投票の結果は報告されたじやないか、何が投票中だと言つたら、次の動議の投票中だと書いて、私もびっくりしたのであります。

このくらいの認識を以てみんなが駆け上つて來たのでありますから、あの第一回の議場、壇上の騒がれたときは、誰もここにいる人が、今や投票中なりと考えていいなかつた。何だか議事の動議が提出されたことが不法なりといふ氣持で以て駆け上つて來ましたけれども、投票中なんということは、私が下におりまして、言われまして初め

て気がついたことがあります。こういう事実を指摘べられて、この動議を提出されたかどうかということが第二点であります。例えば島君の場合におきましては、私に対して一体守衛が議員を押し出しておる、あれは議長が命令されたのかどうか、君は議院運営委員として知つておるかと言いましたから、どうもそういうふうに考えない。よく知らないと言いました。そこで島君は、それならば守衛に直接聞くがよいと言いました。ところが島君は守衛のところに聞きに来た際、聞きに来たときに、島君は上から押されたのであります。こういふような事案を私は本当に体験しておるのであります。実験的にしておる。こういう事実を、ただ空虚のみによつてやられたのではないのかどうか、聞くところによると、衆議院ではやはり調査会を設けられて動議を出すかどうかということを各人に亘つて調査されておるようでありますから、一体提案者はただ空真だけにおいて壇上にあつた者だけを選定されたのか、調査会でも作られたのか、こういう点を失ずお伺いしまして、次の再質問を留保しつつ、一応私は質問を終ります。(拍手)

がら、正しく守られて行く姿こそが民主国會であり、それを正しく行ふ、ういうふうに抗議するのが当然我々の、正しい議員の任務であると解釈するのであります。

とをおつしやいますか。以上の三點
耳つてお伺い申す次第であります
(拍手)

○岩間正男君　薄瀬君に只今御答弁頂いたのであります。が、我々は公然とこの演壇を通じまして、公然たる態度で以て理論的に、正しいことを追究しているのであります。それに対して只今のような御答弁は、院内で、ここだけの

はやはりこれからでも随時
名があつたのだとして、そ
れ的な判断で、そうしてこ
とを領するということは可能
だ。(「できない」と呼ぶ者)

いつでも指
ついう主
に演壇を
はあり、
ないはず
り)これは
野君の場合院議を以てしまつた。そ
の院議は演壇を占領しても差支えない
といふ決定なんだ。どうでしょう。だ

第三に、「抗議の仕方が間違つてゐる」と呼ぶ者あり。その他他発言する者多し）薄瀬君の……。お静かに願います、議長。

○満洲春次君 岩間君の御質問にお答えいたします。登壇の意味は、見解は岩間氏の見解と違ひありません。小野氏の場合におけることを例に引かれましたが、小野氏の場合は議長の指名ありとして小野氏が登壇されたのであります。

内輸話とは違うのであります（そうちだと呼ぶ者あり）当然我々の論議といふものは或る場合には世界世論といふものが見ているのであります。それし懲罰運動が出されまして、それに對してあなたのような御意見として承る。聞き入ります。

(岩間正男著) 清酒井君の第三の論理由は衛視に対して暴力はどうようなことを言うのでありますけれども、これは先ほどから小酒井君にも聞かれましたように、暴力行為の事実があつたとするならばその被害を受けたものがつきりしなければならない。あなたはこれを委員会で明らかにするなどと。

あります。それで、それをこの議場においてあつさりそれの説明があつて、これをこの議場におきまして了承したのでありますから、小野氏の例を以て二十九日の本件の場合における例證とはならないと思うのであります。(そういうことはない)「實中におつたのがよくあります。あなたは當然それに対し

を明らかにしてしまつてゐるからにしたがつて、その事例に対しましては、それを頂きたい。私は御答弁を待ちましてもう一回再々呼ぶ者あり

本を納得させたまゝか
はその結果、質問をいた
るに少し端的にお聞きします。第一の問題につきましては、議長職権が
參議院規則を無視して行なわれた。これに対してこれを見送ることはこれを
看過することは我々は少なくとも議員の任務とは考えられない。これに対し
て当然抗議をし、かような不當の行

言つておられますけれども、いやしくも何十万の選舉者から選ばれたところのこの国会議員を懲罰に付すといふようなことは、これは生やさしい問題でないとは、これは考えるのであります。当然それに対しては慎重な態度がとられるなければならない。然るにあなたはどこではつきりそういうような事態を申

て、横におつたのが駄目か」と呼ぶ者あり。拍手)

この次に公務執行妨害というその本質を持つという意見に對しての、岩間氏の御意見がありました。これは御意見として拜聴いたしておきます。

「選手交替」、「弁士交替」と呼ぶ者あり

て理論的に説明をなされないといふことは私は不可解と思う。そういう態度で懲罰が行われるなどということは民衆国会でありません。これは十分觸反省を願いたい。

先づ第一に小野君のこの前の登壇は指名がされたと思つて、とうよくな主観的判断によつてここに上つただ

〔瀧淵春次君登壇、拍手〕

間にお咎
古はこれは
問題であり
勝負でござ
ほかの御
石間君の御
きます。
便に対しましてこれを改めて、職
長と雖も神様ではございません
から間違ひをされることがある
かも知れない。それに対しまして当然
これは規則の命ずる正しい線において
て、これを正しい方向にやつて貰いたい
と抗議する権利というものは絶対的
員にあると私は考える。当然だと思いま

述べることなく、これを先ず委員会に持込む。そういうやり方そのものが、とにかくどうしようもない形でこれは既存で受取られるかということははつきりしておるのであって、持込むか持込まないかということを判定する根拠がここで明らかにされないと、うことは当然提案者としては準備の非常によく足だと思うのであります。こうした点から考えまして、あなたたはどのようない体具体的な事実があつて、そのよ

次に被害者に対する関係等に対して
いろいろ岩間氏の御意見がありました
が、これらの点につきましては委員会
において詳細申し上げることにいたしま
す。（「証拠があつたか」、「やめたほう
がいいよ」、「お気の毒と言うよりほ
かないよ」、「証拠がなきやならん」、
「証拠なしに何をやつている」と呼ぶ者
あり）

○議長（佐藤尚武君） 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

(「意見じやない、質問だぞ
説明じや納得できない」、「
いつまで経つてもらちがあ
呼ぶ者あり

「そんな軽口だよ。かんよ」と正男君がおどけてお答えがない。第三の問題は、先ほどの申述べましたように、いやしくてどうも議員を懲罰に付す、こういうような大な案件を問われる場合に、これを委員会でそういう事実を明らかにするなどといつてあなたたはごまかしておられるのですが、少なくともこれを判断する、これを委員会に付すか付さないか。これはすでにまだ院議でも決定されていない中に委員会に付託するのだといふことのできることのできない御答弁をも議員十七人というふうな御答弁のためにはござります。

○議長（佐藤尚武君）溝淵春次君。
〔溝淵春次君登壇、拍手〕
○溝淵春次君 賢明な岩間君が（賢明
じやありません」と呼ぶ者あり）よく了
解されるとと思つて余り詳しく言わなか
つたのであります。二十八日の場合
と小野君の場合との本質的違ひの点を
おわかりになるようにはつきり申上げ
ます。小野君の場合におきましてはす
でに院議で決りましたように了承した
のであります。二十八日の場合は皆さ
んがたが我々がここでとやかく説明し
なくともおわかりのように、「わから
ません」「わからないから聞いてるん
だ」と呼ぶ者あり）一種の我々が見れば
計画的とも見られる行動であつて、議
長の制止を聞かず、議場の神聖を汚
し、議事の運行を妨げるべき、あの看
過すべからざる事態が起きたからかよ
うな懲罰事案が起きたことを銘記され
たいと思ひます。（「答弁しやない」
「傍聴者」笑われるぞ」と呼ぶ者あり）
○議長（佐藤尚武君）溝淵春次君。
〔堀眞琴君登壇、拍手〕
○堀眞琴君 僕は社会党右、左並びに
委員会に付託するかどうかということ
を判断するために、根拠を明らかにす
るために我々はお伺いしている。従つ
てこれに對してお答えがなければあな
た自身の提案の理由というものは全く
これは意味をなさないと考えるであ
りますが、この点についてもう一回明
らかにして貰いたい。（「そうだ」明快
な答弁して下さい。「代れ〜」、「
選手交替」、「溝淵君が告発されてい
るようだよ。」「しつかりやれ。」と
呼ぶ者あり）

共産党の代表者の方々の質問と、これに対する溝淵君の答弁とを聞きまして、実はこの懲罰動議は何ら理由がないものだということをはつきり信ずることができたのであります。只今の岩間君とは全く異つたものであるという説明をされているのであります。併しながら小野君は決してあなたが言われたように無意識的に何ら意図なしにここへ上られたのではないということはあなたの心も恐らくお認めになるだろうと思う。小野君は十分この演題に立つて破裂法の委員会におけるところの経過並びに結果を報告するという意図を以てここに上られた。而もその発言をされておる。ところが議長はこれに対しても何ら制止の態度をおとりになつておらない。私はこの点から考えましても恐らく小野委員長は若干の過誤はあつたものとは思いますが、十分それを承知の上で、ここに上られて発言されたものと思ふ。(「詭弁だ」と呼ぶ者あり)その意味において、私は小野委員長の場合と二十八日の晩の、このいわゆる議論の行使の阻止と呼ばれるところの理由とは何ら異なるものではないと思うのであります。この点に関しましてもう一度明確な御答弁を願いたいと思うのであります。

であります。併しながら訴えが出来られるためには、その訴えに足るべきところの十分な客観的な理由なり証拠なりがなければなりません。(「その通りと呼ぶ者あり）例えは暴力的な行為があつたとするならば、その暴力的な行為によってどのような被害を受けたか、どのような生命の危険を感じたかといったことが客観的に証明されなければ、その訴えは十分な理由を持つことができないと思うのであります。これにつきましても重ねて御説明をお願いいたしたいと思うのであります。

それから又これは大野君の質問に対する説明でありまするが、十七人のかたがたの懲罰をきめられたその根拠はどこにあるかと、恐らく写真その他の写真にあるだらうと思うがと、こうう質問に対しまして、溝淵君は写真その他のものによつてこれをきめたといふお話であります。その他のものとはどういうものであるか、これ又客観的な十分な根拠のあるものと思いますので、それも重ねて明確にして頂きたいと思ひます。

以上三点を先ず質問いたします。

○議長(佐藤國武君) 溝淵春次君。

〔溝淵春次君登壇〕

○溝淵春次君 堀議員にお答えいたります。当日の状況は私どもこの議場において、全議員の人々が現認しております。当日の議場の状況について私はむしろ今のような質問が出ることをむしろ不思議に思つるものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 参議院の権威のためにこの二十一日目の状況をつまびらかに審議いたしまして、懲罰事犯としてこれが成り立つかどうか、これに対する処する方法を決定する、

とが、やはり全国民が要請しておる点であらうと思うのであります。その他の点は前質問者に対してお答え申上げた通りでありますから、御了承願います。(拍手)、「答弁にならん」というのだから、それでは「多数党なら何でもできる」と思つてゐるのか」「暴力政治だ」と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君。

(堀眞琴君登壇)

○堀眞琴君 潤洲君の御答弁に対しましては私は全く納得できないのであります。かくこれまでの質問者に對してお答えしたと同様であるという御答弁であります。私は訴えを出すためにはどうしてもその訴えを出すに足るだけの十分な客観的な証拠がなければなりません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)ところがあなたはそれをお示しになつておらなかつて、これでは果して訴えを……いわゆる訴えを出すことができるだらうか。こういうことを私は考へるわけになります。で重ねてもう一度お尋ねいたしたいのであります。

なおあなたの考え方では、多数党ならば何をやつてもかまわんのだ、少數党が議事を妨害する場合においては全員の力を以てこれを制圧することができるのはお考へのようですね。(「そんなことはできないよ」と呼ぶ者あり)併しながらファイリバスター・リングは勿論限界はありますようが、今日先進国の立憲制度においては十八年に認められておるところの制度であります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)またその議案は全國民が挙つて反対をいたしておるところの議案であり、委員会においても十分に審議を盡されなかつたところの議案であります。(「そ

だ」と呼ぶ者あり)その議案を満了無
多數党的力を以てこれを押し切る
として、そうしてあのような動議
出されて、「これがあの混亂の原因にな
つておるということはあなたも御承
だらうと思う。あなたは、あの議案が葬り
られるることを望んでおるのであります。
黒か白かを國民は見守つておる、こ
申しております。確かに見守つてお
ます。國民は挙つてあの議案が葬り
られることを望んでおるのであります。
あなたが考るるよにあの議案
通過することを望んではありません
そのような議場において反対党の諸
がこれに對して多少の議事を妨害す
といふことは當然である。皆さんは
対党的地位を第一知らない。英國に
ヒズ・マジエスティス・オボジショ
という言葉があります。あなたがた
少くとも英國の憲政史を御覽になれ
知つておるはずであります。與党的
を頼んでのそういうようなイギリス
憲政の歴史も知らないようなことで
私は日本の議員としては恥しいこと
と思う。野党的立場を尊重し野党
國民の輿論を損つてあの破防法を否
しよう、乃至は流產させようと、こ
考えておることは当然だとあなたが
は思うべきではありませんか。私は
ねて溝淵君にお伺いいたしますが、
一度その客観的な明確な証拠を見
て頂きたい。

昭和二十七年七月四日 参議院会議録第六十二号 議員岩間正男君外十六名懲罰の動議

ります。従ってこれ以上は議論に亘りませんから申上げません。

それからなお破防法云々を言われました
したが、非常に我々は学理的にあらゆる点から敬意を拂つてゐる堀さんのお

言葉とも思えないのです。すでに参議院は大多数を以て通過いたしました。破防法は、ひとり自由党のみならず参議院における大多数の経風会、民主クラブ等のかたぐれの慎重なる検討の結果参議院を通過いたしました事実は、謂はるに成らざりまつて、

このことをみましてすでに相識了しました
議案についての御意見でありましたけれども、私どもはこれ以上堀さんの今

の御質問に対してもお答えする必要はないと思うのであります。(拍手)当日の状況は我々が参議院として静かに正常なも風景(?)にして、うる

○議長（佐藤尚武君）矢島三義吉
なる争点を以て半開すればおのずから懲罪犯に対する結論が出来ると思つておるのであります。（何を言つうか）論議無用だと呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手）

〔矢嶋三義君登壇、拍手）
鶴三義君 人在懲罰するとい

とは極めて慎重でなければなり

ん。まして多数国民の選良にかかる國会議員を懲罰するにおいては更にく興味でなければならぬ」と字じ兼す。

「誰だ懲罰するようにしたのは」と呼ぶ者あり）提案者溝淵君の提案理由並みに同意者皆の質疑応答を載つてお

（矢嶋）参議院の審議所名前を改めてお
りました矢嶋は愛する参議院のために
非常に悲しい現在心境におるもので
ございます。（そらだ）「その通りだ」

と呼ぶ者あり）私は溝淵君の説明並びに答弁を承わつておりまして、天下に誇る大自由党にも桐一葉の時期が来た

なあと、而もその自由党の態度なるが故に、この参議院がこういう状況にあるということを先ず以て遺憾に存する次第でございます。(「そうだ」その通りと呼ぶ者あり)私は双方から懲罰議が提出されました、いずれはこうう形にならないで解決できるものと考へておつたが、與党である自由党は、つの決意を以てここに提案されましたので、私はあえてお伺いを申上げるを第一点として申上げられることは、この問題を考えるときには結果だけ考へてはならない。そのよつて來たるところの原因というものを究明しなければならないと存じます。(「その通り」「そうだ」と呼ぶ者あり)與党の諸君は、再三再四言わされましたように、過去五年間の当参議院といふものは全く異常状態にあつたわけでございます。その具体的な例として一つ申上げます。ならば、今度の参議院の事態の起つた最も大きな原因は国会法十三條の解釈にあつた。従つて国会法十三條の解決を圖らなければならぬといふところに焦点が合はされたのであります、二十四日のいわゆる代表者会議におきまして綠風会の代表として高瀬、徳川洋君、更に自由党代表として大屋、草葉兩君、民主クラブ・境野君、以下野党連合の諸君がお集りになつたわけでございますが、この申合せの結果がどういう形になつたかということは皆さん御承知の通りでございます。一休我々が国会を運営して行くに当りまして、各政党、会派の代表者が集つて話合つたことがその通りに行かない場合に、果して国会が運営されるか、そういう例というものは過去において

なかつたと考えるわけでございます。そういう立場からまさに私は異常状態になつたと断定して差支えないと思つたのでございます。「そうだ」と呼ぶまい（あり）而も参議院議長は二十七日の午前中まで大庭君は参議院自由党の会長であると同時に自由党の四役の一人であるから、何とか解決して頂けるであろうと明言されておりましたし、その議席に着かれて採決が終る瞬間まで、

小野法務委員長の登壇を許したとの議論長の態度、これらの三つの態度を一体自由党の諸君は何と考えられるのであるか。我々はこれらに対するとじろの議長不信の態度を示したとき、自由党諸君はそれに反対をしたではないか。国会法、參議院規則を遵守し、參議院の権威を向上するため十七名の諸君の懲罰動議を出した自由党諸君は全く越旨貫しないところの言動をと

われてゐる。そういうことは国会においては断じて許されないと思うのでござりますが、それに対する御答弁を承わりたい。(「その必要なし」と呼ぶ者あり)

第三点として承わりたい点は、ともかくも議長が參議院規則を無視したということ、溝端君の御答弁を以てすらならば、院議で決定したからと言いますが、小林君の如何なる議案にも先んじて破防法を審議するというところのこの動議、この動議よりも当然懲罰動議といふものは參議院規則によつて先議されなければならない。然るにそういう動議を出されて押切つた。然らばお伺いいたしますが、ここに五つなら五つの会派があつて、或る場合にはこの会派が結束し、或る場合にはこの会派が結束し、或る場合にはこういう会派が結束して、その都度々々かくのごとき動議を出したならば一休参議院規則といふものはどうなるのか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この參議院規則を無視して議院を運営されようとしたところのこの議長の態度こそは、今後參議院規則を尊重して參議院を権威あらしめるところの運営をする立場からして誠に遺憾であり、それに対するところの抵抗というものが、異議申立

「いろいろのがああいう形で現れてここまで上つて来たのである。その原因を明確に付することなくして、ただ現象として現れたところの十七名の行動を以て懲罰を付するということは、私は理解に苦しむ点であります。この参議院規則を尊重して規則を無視して、蹂躪して、そうして決定したこういうものが果して価値があるのかどうか併せてかくのことき先例を作つて、今後参議院規則を尊重して参議院の運営ができるかどうかといふ点について、私は責任のあるところの御答弁を煩わしいのであります。

最後に私は自由党諸君に申上げた、それは先ほど瀧潤君は破防法は国民が非常に注視しているところであるから、その当時の状況からして、我々は破防法を先議するところの動議を小林君を通じて出したのだ。そしてともかくも院議できまつた云々と申されておりますが、その自由党の諸君が今朝の議院運営委員会ではどうですか。

今朝の議院運営委員会においては日本、日印條約の承認の件を先にして、懲罰動議は今日午後やれなかつたならば次会にして欲しいということを言つておられるではありませんか。全くそのときへ、で参議院規則を無視するような、違法精神に欠けた、数の力さえあれば何とでも押切つて行くこの自由党の態度といふものは、私は絶対に容赦できないと思うのですが、それに対するところの御所見を私どもは承わりたいと思うであります。答弁次第によつては再質問することを保留し第一応答弁を煩わします。(拍手)

○矢嶋三義君 溝淵君の御答弁は、私はその質問に対する答弁になつていてないと思うのであります。あなたがたはいやしくも同僚十七名の懲罰勅諭を出されるに当りまして非常に感情に走つておると、末節に捉われておるということを私は指摘せざるを得ないのであります。私はあのあなたが院議でできま

意見を聞くかんとして記名投票にした。
（「それが間違つているのだ」と呼ぶ者
あり）そのことでありまして、その事情
も矢嶋君は、十分御了承の通りである
と思うのであります。（拍手、「何の規
則によつてやつたのだ」と呼ぶ者あり）

次の懲罰動議は慎重たるべしとの御意見に対しては、その通り私も懲罰事案については慎重なる態度を以て臨まなければいけないと考えております。それから議長の態度についていろいろ御意見があり、それに関連して委議院規則の解釈についてのいろいろ御意見がありました。これは議長に対する点は私よりとやかく意見を申述べる筋合いでないと思ひます。そろしてこの小林君の動議の点も、只今までの質問者にお答え申上げましたる通り、その当時つ伏見は、信義に沿つてお仕事

○溝淵春次君 矢鳴君の御質問にお答えをいたします。(「よくまくできるかね」と呼ぶ者あり)

当時の状況が異常状態であつたかどうかといふと、この確認をするかどうかという御意見であります。これはおのれの議員の見かたによつて決することでありまして、「何を言つてるんだ」と呼ぶ者あり)私のお答えをする限りでないと存ります。

つたと言ふ小林君の動議、あの動議が
小林君が出す前に、あなたがたは議長を
室に行つて議長と密談を練らされてお
つた。(「それは違う、そのあとだ。」と
呼ぶ者あり) そのとき來議院のはゞ
からも参つて、衆議院でこういう先例
があるからとうやつたらどうだといふ
動議を発しておつた。 而も突如として
ああいう動議が出され、而もその動
議は、今繰返し申されるように……、
私答弁を煩わしたい。いいですか、謹
潤君、こういう三つの会派があるとき
に、さつと三人で相談して、そうして
参議院規則を踩踏するところの動議を
出して、そして議事運営をされる。
或るときにはこの三つが組んで参議院
規則を蹂躪するところの動議を出し
議事運営をやる。 こういうように議事
をやつたら、参議院規則というものは
どうなるのですか、それを私は承り
たいのであります。(「審議は進まなく
てもよいのか」と呼ぶ者あり)

感情であります。ともかくも解決が始めた途中で休憩するといふようなことができますか、参議院規則に反するよう動議を取上げることができますか、みずから不信任案が出ておるにかかるわらず、小野法務委員長の登壇を許すというようなことが議長として許されますか、あなたがたは国会法なり参議院規則を遵守して参議院の権威を高めて行くと言うのなら、首尾一貫してたところの言動をとられるならば、あえて私はこれに反対するものではないのでありまするが、いやしくも十七名の国会議員を懲罰するに当つて、あなたがたは單なる感情、末節に拘われておるという点は、私は容赦できないわけでありまして、かくのことき杜撰なる懲罰動議は、私はこの段階において撤回されるのが最も賢明な策であると、然らざれば自由党の桐一葉の兆候はいよいよ激化するであろうという警告を発して私は答弁を頃わします。

○**小笠原二三男君** (佐藤尚武君) 一身上の弁明を
求められました。順次発言を許します。
す。小笠原二三男君。

〔小笠原二三男君登壇、拍手〕

容疑者として訴えられておりますので
ありまするが、(笑声) 一身上の弁明を
なすに当つて先ず申上げたいことは、
裁判所におきまして容疑者が起訴せら
れました場合には、起訴状が明確にな
つておらなければならんのであります
す。而も、検事がこれを追及し、我々
は弁護人を以て弁論し、他の客観的な
裁判官によつて判定を下されるのであ
りまするが、本院においては多数の会
派において検事ともなり裁判官とも
なつて判定を下す。そういう形において
懲罰が行われる限り、このことは
客観的には、感情を交え或いは憎し
みを持ち、偏みを持つて行わわれては
断じてならないと考えます。(その
通り) と呼ぶ者あり) この点につい
ては訴えられたかたへは、自由党
のみならず綠風会、民主クラブにおい
て御相談の結果訴えられたといふこと
でありますするが、少くとも慎重な取扱
いが欲しいと私は考えるのであります
るが、先ほど來の質問によつて明らか
になつた点は、何らこの起訴状、裁判
所で言う起訴状が條件を具備しておら
ない、内容が不明であるといふことで
あります。溝潤君は弁護士でございま
するから、この程度の抽象的な漠然た
る集団的なものを、包括的起訴状が出ま
す場合には、溝潤君自身は必ず條件が
不備であるとして、公訴の棄却を訴え
られるであります。而も又内容
が不明である限り、検事に対してもこれ
が証明を求めるのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

然るに先ほどのような質問に対しましては、これは委員会において逐次明らかにすることとする「こと」とあります。そこで私は事細かにここで一身上の弁明をする気は殆んどなくなつたのであります。併しながら受け立つ以上は、私は私の所存を申上げ、皆さんがたの御判断に待つという公明な態度をとりたいと考えるのであります。

先ず、先ほどもどなたかがおつしやいましたが、一般的にこういう事犯があつたとして、訴えられるに及んだその原因について私が明したいのですが、私がどこの事犯が、何の行為が対象となるてこういうふうに訴せられておるのかわからんのでありますから、逐次事実に基いて私のとつた行為に責任を持つと共に、私の心境も申上げたいと思うのであります。

議長職権でこの本会議を開かれるのも止むなしという形になりましたのは、二十六日、二十七日のいろいろな交渉において、この交渉が決裂したために起つたのであります。その場合には、私再三議長にお尋ねしましたが、議長の仰せらるるには、私はかかる事態になる以上、本会議を議長職権で開かざるを得ない、不本意ではあるけれども、そう措置したい、そのためには国会法、參議院規則に従つて本会議を運営しなしと、規則に従つて本会議を運営しておられたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)私はそのことも止めましたのでござります。これから申上げることは、今日のような平和状態になつておられたのであります。

たとき、議長の責任として、議長を通して及する形で申上げるよりは誤解を受けるならば、議長に対して甚だ私何と申しますか、亂を失するかも知れませんが、私の本心は、事々を明らかにするために以下述べるのでございまするから、議長も客観的にお聞きを願つておきたいと思います。

然るに二十九日あの本会議が開かれ、突如として小林君の動議が出ました。この動議は參議院規則の如何なる根拠も持つております。參議院規則によつて我々は懲罰動議を先に提出しております。而もこれは直ちに会議にかけられなければならないとあつて、衆議院のように速かにというふうな手続を閉くとするならば、或いはこの動議を採上げたとするならば、解散をするといません。従つて議長が解散権を以て私はこう解釈するということで本会議ねるい言葉による參議院規則ではございません。従つて議長が解釈権を以て以上は解散の根拠になる條文がなければなりません。

然るにその條文はないし、而も議長は直ちにかけられなければならぬといふいう條文があるのですから、これを如何に議長が解散権を行使したところで、小林君の動議は採上げるべきはずのものではないということを、私は議席につて議長の発言を聞き、この進行の状態を見て実嗟に考へたのであります。而も私は議院運営委員会の理事として、又この小委員として、我が会派を代表して本会議の運営について責任を持たなければなりません。従つて議長に對して如何なる動議が採上げられ、採決に入られるのであるかということを尋ねる責任と雖

かたが私のために投票を妨害せられたいとのであるか。明らかにして頂きたいと考
えるのであります。
又これも明らかであります。なぜなら、
の部に今度は移つて申上げます。(笑
声)その中間において、議長は、につ
こり笑つて休憩を宣せられましたので
ははあ、議長さんは私たちの言ふことを一応容れて、議長の考える根拠を示され
たのだろうと考えましたから、議長を本会議を運営して行こうと考えにな
ら、運営室に私はその根拠を伺うために参りました。運営室が閉まつてしま
りまして、その後議長室の扉が開けられ、我々野党側も入つて、そうして議
長といろ／＼話合した結果、どちらがちやした話では、ただ単に感情に走るの
だけであつて、一步も参議院の運営室が進まないということをすべて確認の上
に、一々の会派に私は念を押しま
て、各会派の代表による懇談会を議長室
において開いて頂くことを決定して、
その後休憩の間に議長の取りなしにによる懇談会が開かれ、この場合に議長が根拠を示されたのであります。その根拠とはどういうことであつたか。いわゆる小林君の動議に対しては、瀧洲君が先ほど來言われておりましたよな
に、參議院規則も、この本院の院議で決したもの、動議が出来ても、それが拒否される以上は、それを以て進行せざるを得ないのであると、御発言があつたのであります。そこで私からそれをおかしい、動議が三百人も二百五十五人もから逐次発言を求めた形で出た提

合に、議長は適宜それに発言を許し、動議が成立するとなつて、それについての採決を順次ぐりにやつて行くとなつた。議事を何らか進める前に、一人々々から動議が出て来て、そういうよりうなことでは本会議は運営できないであろう。(「その通りを野党がやつたんだ」と呼ぶ者あり)而も又參議院規則が院議で決せられたといふことと、具体的な動議が院議を以て決せられたといふことと同一視することはできない。なぜならば懲罰動議に対しては直ちにかけられなければならないということが明らかになつてゐる。従つて小林君の動議を成立させるならば、先ず以て懲罰動議は直ちにかけなくともよろしいといふ參議院規則を修正する動議を出して、それを先ず院議を以て詰つて、それが決せられて動議を出すならば、或いはこの議長において懲罰動議を詰つたあとで、その他同じ並列される動議が出て来るなどを予想する意味合で、小林君の動議が出て、これが先議せられて或る一応の条件が終るまでは他の一般的な動議は遠慮されなければならぬといふふうに議事が進むのであるならば、我々もこの点については考える点がある。ということを再三議長に申上げました。(二週間も遊んだ、今更駄目だ」と呼ぶ者あり)議長におきましては御考慮の末、強い御決意を示されて據々參議院を正規の運営に戻すようと思請があり、それが不可能な場合には、如何なる事態があつても小林君の動議を先決して行き、議事の進行をとるよりほかに仕方がない。従つて各会派においては、御相談の上御返事頂きたいし、懇談を続けて打開の途に努力するということであれば、議長

として誠に望ましいことであるといふことをおつしやられて、一応これが休憩会になつたのであります。そこでこの問題については何ら議長と我々との間に根拠の上に立つて明快になつたものはなかつたのであります。併し懇談会において、この運営が正常な形に行くことに努力すること、そのことによつて何らか打開の途が開かれるだらうと考えまして、我々としては我々として相談もいたしました。然るに十時を廻つて来ましてから、議長はやはり施行するということでお伝えがあつたので、我が会派から和田政策審議会会長等を初めとして、幹部のかたがたが他の野党のかたがたと誘い合つて、議長にこの扱いを盛行して行くことについては慎重にせられたいということを重ねて要望すると共に、懇談によつて打開する途のために議長は努力してほしいといふことを懇請したのでありますするが、それが谷れられず、あの二千八百日の晩の本会議が開かれたのであります。閉かれんとする前に、私はやはりこの解釈のしようのないこの問題について、懲罰動議が先議せられないことを、議事運営上參議院規則上不适当であるといふ考え方を私持つておりましたから、安直で御覽のように上りまして、そうしてこの席におりまして、いわゆる私はこれを演壇とは申しておりません。〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕又我々は、議院運営委員会におきましては、こういうところを演壇とは申しておりますが、ここに出来まして、議長に懲罰動議はどうするのかということをお尋ねするため再三連呼をいたしましたが、

議長の決意が固くて開会が宣言せられ、そして議長職権によつて衛視に降壇を命ぜられましたから、私は議長たるが職権ならざるものにおいて動議を採決して行くということについては、私議院運営の委員として不満であり、不同意ではありましたけれども、議長の命令でありますから、私は降壇いたしましたし、和田政策審議会長等と話を作成し、私は受取つて議事部のほうに通報すべく「わかつた、わかつた」と呼ぶ者あり)やつたわけであります。以上申上げたことは私の事実であります。最初申上げた一般的な問題、なぜかにかかる問題が起つたかといふ原因については、何ら溝淵君の答弁なり趣旨の弁明において明瞭になつております。〔うん分った、もう」と呼ぶ者有る。(うん分った、もう」と呼ぶ者有る。)而も私に対するこの起訴状の條件等は、何によつて起訴せられたのか、私はその事を認めません。その意思を持つておられませんでしたから。而も晚における衛視の問題等も、衛視が中に入りたてといふことありますから、道をとりましたのでどうぞ、どうぞと言つて(笑)衛視を中心に入れた。命によつて降壇したのであります。壇上を溝淵に占拠したと申します第二の点は、演壇は占拠いたしません。何によつておられましたか、議院運営の委員であり、当然私は私限りにおいて職務を執行しておつて、議院運営の委員になるのであるか、一切私は不明でございます。

以上申し上げまして、皆さん方の御判断に待つ次第であります。が、再三申します通り、「(もういい)」と呼ぶ者あり、再三申上げました通り、條件が明らかになつておらない。こういう形で懲罰委員会に付託せられる、而もそれが検察官と裁判官と同じ権力をを持つ形における多数派の意思によつて、強行せられるということについては、私は參議院の權威のために承服できないところであるということを申し上げておきます。

なければならぬ」といふことは、數十日に亘りまするところの国会陳情において明白になつておると思うのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 岩間君が一体演壇とは何ぞやといつて、議長の許可なく登壇したと、これは岩間君が描いたところのいわゆる舞台装置は破壊されました。(笑声、拍手) 更に議長の許可なく登壇したと、これは岩間君が一体演壇とは何ぞやといつて、つまきらわしい所には上つております。更にあなたの動議の中に、小林君が動議を提出いたしまして議長がこれを議院に詣つた、これは成立につたのであるから、投票は開始されておつたと、こうおつしやいますけれども、併し小林君の動議に基いて二回ともいわゆる記名投票が行われております。私は最初小林君が小林君らしくもなく野暮臭い動議を提出された。これは他の同僚議員諸君によつて質疑応答の中にはつきりとされておりまするので、即ち懲罰動議が提出されておりまする時には他の議案に優先するということは參議院規則の二百三十八條……、薄瀬君は新米でござりまするからおわりにならんかもわかりませんが、小林君は本国会の開会当時からの議員でありまするからしてそれくらいのことこう言われまするが、私はその時にはまさしくおりました。そこで堂々廻りにまきらわしい、いわゆる記名投票にまたが演壇の近くにお集りになつた。これは穏当ではないと、こう考え

ましたので、同僚であり、或いは議論をなす運営委員をやつておりますところの大野君に、一体議長は今衛視に何らかの衛視の行動を求めるような命令をされたかどうかということを忘を押したから、さうしましたら、さような命令は出ていないし、聞いておらんと、こういう御返事でございましたから、私は衛視……、この辺から出て参りますするところの衛視をつかまして、君たちは議長の命を受けて與えられた所定の位置を離れておるのかどうかといふことを聞いた。そうしたら返事ができない。返事ができないのでござりまするからして、君らの来る場所ではないから、下りおれと言つて怒鳴つた。(「いいぞ」と呼ぶ者あり、笑声)全くその通り。もう一人おりまして、不遜にもこの辺に上つておつたのでござりまするからして、君もやはり議長の命令を受けたかと聞きまじたら、返事ができない。返事ができないはずでござります。命令が出てないのをございまするからして返事ができませんから、お前も下りなさい、下りなさい、下りなさい。ずっと下まで下げて参りまして、(笑声)その時に丁度自由党では弥次っぽうである木村君がそこにいた。そうしたら木村君が如何にも衛視の肩を持つがごとくに、持たざるがごとくに、何かしらん、消極的であるがごとく、積極的であるかのごとくに、僕が衛視を押しのけておるのを見ておりました。木村君に対しまして、衛視は議長の命令を受けておらんじやないか、不遜じやないか、ここは衛視の来る所じやないじやないか。さがの木村君も一言もなかつたことは、提案者の溝潤君と政党を共にされ

ておるところの木村君を訴へとして申上げるのでござりますから、これより確かなことはござりますまい。（どうした、殊々ないのか）（どうした君らは何とか言えよ）と呼ぶ者あり、拍手）

更にかかる行為は全世界に恥すべき行為であると、こうおつしやいますするが、ここに私は提案者瀧淵君の一体との全世界の概念というものについて私は伺いたい。（笑声）なお全世界の人類は二十数億ありますとわれておりますが、併しながらその中には色の違ひ、白人もあれば、黒人もあるし、黄色人種もある。その中には或いは未成年者もあれば、老人もある。或いは犯罪を犯しましても、その罪を同一にして罰せられないところの能力の異つておるところの人々もおります。能力を同じして皆さまがたが極力反対をしておられますところの、日本の業者が中共と、或いはアジア諸地域と貿易をしておるというところの要求に対しましてあなたがたは思想が異なるからということで貿易を許さない。ところがあなたがたが言うところの一體全世界といふものはソヴィエト連邦を含み、中共を含む全世界であるかどうか。（いいとこ、いいこと）と呼ぶ者あり、拍手）ところが全世界といふところの（半分だなやないか）と呼ぶ者あり、人類の名称を僭称をするくらいならば、全世界の十九世紀的な資本主義を譲歛するところの古ぼけた考え方を持つておる人だな、というようなことをおつしやいます。ならばいさきかわからんでもあります（笑声）ところが全世界の人々は、日本の国内におましてもこの破防法

一つ見ましても考え方が違う。あなたがたが悪いということは、我々は必ずしも悪いとは言わん。我々が正しいと思うことを必ずしもあなたがたが正しいとは肯定されないでしよう。(そう)と呼ぶ者あり)而も思想といふものは今日変遷をしておりまして、今までさに人類の歴史は変遷しつつあるのであります。(笑声)その場合に、一体全人類の名を引用いたしまして、それを「僭越だ」と呼ぶ者あり)全世界に恥べきなりといふことは、僭越も甚だしいと申上げたい。(拍手)更に公務執行妨害云々と……(何とか野次れよ)と呼ぶ者あり)耳が痛いですか。公務執行妨害云々というのがございまするが、一体私が只今申上げたように、議員だけしか、議員だけしか来れないような演壇等に近付くことを、嚴所定の場所から自由に、素りに議員の行動を束縛するような意図を以て、議長の命令を受けない限り、衛視諸君は

す。(笑声、拍手、「お祝迎様」でも駄目ですか」と呼ぶ者あり)そこであなたたちは少數の意見を封殺をいたしまして、議事規定にありますることを顧みずこれを躊躇をいたしまして、多數の名によつて院議は成立したもあなりといつて、明瞭なる參議院規則を躊躇をいたしておりますが、多數の……民主主義なりといえども、多數のやつた法律の無視の行為は、これ即ち暴力行為であると断定をして憚りません。暴力行為は、自由党がおやりになりましたるところの行為こそ、參議院規則に照しますると、暴力行為であると断言をいたしましていささかも憚らないと私は信じております。(拍手)そこで私のその提案の理由を、証拠をいたしまして写真をお出しになつておりますが、溝淵君はどうも写真を非常に信頼しておられる。例えばここに写真で二人がキッスをしておりますると、これは頭の古い、頭に丁髷を載せた人でございまするならば、男女が噛み合つておるとしてしまするならば、これは果して正しい社会秩序のための行為と言えませんか見えません。(笑声)そういうような写真を見て、その姿を見まして、仮に警察のほうに急報したものがありといたしまするならば、これは果して正しい社会秩序のための行為と言えますよか。この人は、私は名譽毀損を以て訴えらるべき筋合のものであると思ひます。又こういう例がいけないといたしまするならば、蟹がことに這つていふ。(笑声)併しそれ動物、人の動き、行動に対しましては、その目的といふものがなければなりません。その目的の何たるやを知らないで、その蟹が前

進しようとするのか後退しようとするのかそれすら判断がつかないのに、あの輩は多分前にある蛙を食いたいんだろ、あいつ打ち殺してしまえというふうにして人を犯罪の容疑にかけるのは余りにも溝淵さんは真實に頼り過ぎておるような気が私はするのでござります。(「ファイルがあるのだ」、「ファイルが」「余りしやべるとファイルを出すよ」「はつきりしたらい」と呼ぶ者あり、笑声)そこで、若し仮に私がやりましたるところの行為が、衛視の襟がみをつかんだとか、衛視を押し出したといったようなことが懲罰事案に該当するといったしまするならば、只今申上げたような事実によりまして、私は議長の命令なくして衛視が、徒らに所定の位置を離れ、更に我議員の行動に制約を加えるがごとき態度を以て臨んだものに対しまして、身を以て參議院の権威を保持したという誇りこそ持つておりまして、「英雄だ」と呼ぶ者あり、拍手)我々と志を同じういたしまするところの全世界の勤労階級並びにインテリ諸君は、その実態を見ていてくれて、日本の議会の良心健在なりと言つております。(拍手)さような立場上、私に関する限り、この私を懲罰にかけんとするところの提案の理由は、理由になりませんし、これこそは提案者の無知と蒙昧を物語る以外の何ものでもないと存じまするので、提案者並びに自由党の名譽と威信に関しまして、撤回されることを要求いたしまするし、更に皆様がたが面子に捉われてこの撤回に肯じないといたしまするならば、私は參議院の議院の権威と私の良心の統一限り、この懲罰には堂々と

るか、諸君であるか、これは明らかにあります。現在も出されておりますとところのこの懲罰事犯なるものは、実にこれは誠に根も葉もないところの「何が根も葉もないか」と呼ぶ者あります。「何が根も葉もないか」と呼ぶ者あり、「陰謀に過ぎない」、こういうふうに私は断定するのであります。「何が陰謀だ」と呼ぶ者あり）それは先ほど瀧澤君から出されましたところの懲罰の理由として挙げられた三つの理由が、私はこの演壇から質問したのでありますけれども、殆んど何ら一つ答えられていないのであります。（「現行犯じやないか」と呼ぶ者あり）何らこれは答えられていない。（現行犯じやないか」と呼ぶ者あり）十七名野党議員を懲罰に付すというならば、それについて少くとも具体的な理由を明細にし、「理由が立派にある」と呼ぶ者あり）そうして事の真相がどうであるか（「真相はわかつてゐる」と呼ぶ者あり）どういうような理由によつてそれが懲罰に付せられたかということは、当然明らかにされるところの理由があることは、しばく前の諸君の弁明によつても明らかにされたところであります。然るに提出されました三つの理由につきましては、何ら具体的なこれを明らかにするところの根拠がない。（「明瞭じやないか」と呼ぶ者あり）これは先ほど答弁を、私は三度ここに立つて提案者に答弁を求めたのでござりますけれども、これについては、何らこれは明らかにされていないのであります。

実はこれは明らかでないといふ。こういふわくもない事実を種にして、このよだんな微罪事犯を理由づけることは、これはどんな者でもできぬことだ。如何なる陰謀者といえどもこれはできないことがあります。然るにこれが強引にならうとしている。これは絶対にこれは參議院の権威のためにも許すことができないと思うのです。あります。而もそれをなお強引に通そうとするところの提案者の理由としましては、餉今まで多数を頼んで、若し多数さえ、多数の力さえ行使することができれば、少數の理論は如何に正しくとも、これは強引に押切られてしまう。(「正しいのだよ」と呼ぶ者あり)」「いや、事態は正しいが正しくないのは、先ほどの小野義夫君に対するところの同様な事件に対しても、私は公平の原則において、多數党に立つところの小野君が、同じことをやりながら、これの微罪事犯が成立しない。少數の、而も少數であるが故に、演壇も占領しない者が、演壇を占領したというようなことで説明しているということは、到底これは許すことのできない事実に反することになります。

がちゃんと事前に書いて用意されておつた。ちゃんと紙に書かれておつた。こういうことは、明らかに與党並びに議長との間にはつきりそのような交渉が事前になされておつたということの何よりの証拠であります。(「何をでたら言うのだ」と呼ぶ者あり) こういうような形で議事が運営されたということは、明らかにこれは參議院規則を無視しまして、而もこのような横暴な議長職権の行使に対しまして、我々は飽くまでも国会法並びに參議院規則を遵守して、飽くまで參議院の自主性と民主的な態度を守り抜こうとして、そのためこのような不當な議長職権の行使に対しましてこれを抗議するということは当然……。むろん我々議員のこれは職責だと考えるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 然るにこれに對しても、何ら提案者の溝淵君からは説明がない。これは意見であると言つてはいる。意見であるといふことは、これは政府の答弁の最近の一つの流行を示しているものに過ぎない。何か苦しくなつて、自分が答せられなくなると、これは意見に亘ります。こういふようないふことで問題をこまかしてしまふ。意見であるかどうかといふことは、よく速記録をこれは見れば明らかなるだと思うのであります。私は事実を挙げて、その事實に対してもつきりあなたにお伺いしているのです、ところが意見だから答えられない、これでは全くこれは行詰つてしまつて、逃げ道を窺見であるというようなことでこまかしているに過ぎないということが、余りにも明らかであるううのであります。この点はどうしても今後の參議院の運営に当りまして、我々は不當な交

涉、議長職権の行使、不当な運営に對しましては、餉今までその元を質し、そ
うして正しい民主主義のルールに乗せて運営するということについても、抗
議権を絶対にこれは放棄することはで
きないのであります。当然この抗議権
といふものが認められない限り、これ
は多数の横暴によつてます／＼その暴
威をたくましくやうしようとする運営に
対しまして、少数者が正しい立場から
その民主主義を本当に守り抜くとい
うこととは到底不可能になるので
ありまして、新国会におきまして、少
数者の意見が特に尊重されるよう、
少數者の意見は委員長や議長の報告に
おきましてもいつでも少数者の意見が
それに附加されて、これについて十分
に検討されるというような体制をとら
れておることは、これは皆さんも先刻
御承知であろうと思ひます。

解明された事由によりまして、明らかにされました理由によりまして並いるところの議員諸君がこれを判断する。公正なる判断をする、多数の党派によつてすでにあらかじめ用意されたところの判断によつてことを行うのはなくて、正しい理窟に対しましては、論理に対しましては多数者といふも率直にこれに従ふ、こういうような体制が十分にとられることこそが參議院の運営のために望ましいと考えるのあります。（「そ�だ」と呼ぶ者があり）

又第三の衛視に対する暴力云々の問題があつたのであります。この衛視に対する暴力の問題につきましては、先ほど島津君が何らこれは議長によって命令されたものではない、こういうことを言つています。一休衛視の任務というものはどういうものであるか、これは議長の専有物であるかどうか、議長の專断によつてあらゆる議長権行使のために用意されたそ�いうものであるかどうか、我々はそ�だとは解釈できないと思います。衛視といふものは同時に議員そのものの身分、身体の安全を守り抜くことも同時に衛視諸君の任務でなければならぬと思つるのであります。然るに議長の命令もないところの衛視諸君が多數壇上に立つて来て、我々の正當なるところの議長に対する抗議権を阻止しようとする、ここに大きな問題があるわけでありまして、而もそれに対して暴力を振つた云々ということを言つておるのでありますけれども、一体どこにその事實があるかといふことは先ほどもしばゞ質問を繰返したところでございますが、これに對して何ら的確な具体的な説明はなかつたのであります。そうしますといふと、

この説明がない限り提案者の溝淵君は、我々に對して誠に事實当らざることころの謠言をしておる、これをデマに利用しておると言わざるを得ない。若しあなたがそういうことを言われることは、苦しければ、当然その事實をここで具體的に明らかにされる任務を有すると言ふべきである。或いは委員会で述べるとか、そのようなことに対する意見であるとか、委員会にこの懲罰事犯が当然移されるといふことを予定したことなど、何らかの行動に立つてそのようなことを語られるということは我々は絶対に認めでて、まるで委員会にこの懲罰事犯が当然移されるといふことを申上げたのであります。以上いろいろと申述べたのであります。が、私は一身上の弁明というものをここまでと/or／ああだ、こうだといふことをこれは申上げるそれよりも参議院の運営が如何よろに正されなければならぬかという問題、又議員の我々の当然の任務として、自分の一身上の利害、或いは政党的な立場、こういふことは第二第三の問題であり、飽くまでも我々は院外の国民大衆、日本の民族、これらの人々の要望をどのように果すか、そのためには如何よろに身命をかけても戦い抜くかといふことが我々の最大の責任でなければならんと常に考えておるのであります。こういふ点からこのようない獄罪犯に對しましても、これを軽々しく誠に理由のない理由によつて出されて来たこの問題を泥試合に落すことなく、飽くまでも基本的な問題に立つて參議院の運営、正しい民主主義の確立の問題、又現在両條約並びに行政協定によつて誠に壇国的な殖民地的な体制に追い込まれておるところの院外国民大衆の利益を、如何に

かかる民族の危機において守り抜かか
といふことを先づ第一の條件として、
このよな問題について私ははつきり
皆さんとのこの陰謀的な懲罰動議に対し
ては戦かつて行かなければならぬと
思う。そういう点で誠に根拠のないこ
のよなばかげたところの懲罰動議に
対しましては全然我々は承服することは
はできないし、即時このよな懲罰
ためにする懲罰動議は撤回されんこ
を切望して私の弁明を終る次第であります。(拍手)

「んなことはない」と呼ぶ者あり、その
他発言する者多し) ○議長(佐藤尚武君) 謝意にお願い
たします。○江田三郎君(続) 黙つていなければ
言ひませんよ。「議長の言つることをよく聞
きなさい」と呼ぶ者あり) 潤淵君は三
つの問題を出されたのでありますまして、
第一は二十八日のあの本会議におきま
して、規則二百十三條の違反をやつて
おるというのであります。そこで規則
二百十三條は諸君も御承知のように

議事録に残つておりますからして間違いないと思います。「状況が全く違う」善意の誤謬だ「黙れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)若しそうありますならば、一体誰があるのか、写真があるとか何とかと言われますけれども、恐らくどういう写真を持つて来られても、あのときにこの演壇の中に入つておる安眞といふものは一枚もないはずであります。今善意の誤謬といふことを言われますが、善意の誤謬ではありません。(小野委員長の話でも、も、今度の提案者の溝淵君の話でも、ここからここまでだと言つておる。

(小野委員長の問題は済んだよ)「木村黙つて聞け」「黙つて聞きなさい」と呼ぶ者あり)私は小野委員長のことを問題にしておるのでない、演壇の定義とがうものはこういふものであるといふことを言つておる、私の言うことに間違いがあるならはつきりして下さい。(「はつきりしているよ」と呼ぶ者あり)速記録をお読みになつても溝淵君はそち御答弁になつておるのであります。

○議長(佐藤國武君) 一身上の弁明は静慮に御座取を願います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○江田三郎君(続) そこでどうじゅような演壇といふものの定義がはつきりいたしました以上、誰もその演壇に入つておるものはないございません。私だけなしに、ど

ういうような証拠を皆さんが出しきなりましても、そういうことは断じないはずであります。そういう点で慎重を期さなければならないと言われながら、みずからよりもしないことを懲罰の理由に挙げられたということは、私は参議院の権威のために、瀧淵君の名譽のために、自由党の諸君の名譽のために非常に悲しむものであります。(「そだ」と呼ぶ者あり)もし私の言ふことに間違いがありますならば、いつでも結構でございますからして、はつきりとした証拠をお見せ願いたいと思うのであります。(「ありますよ、いくらでも見せますから」と呼ぶ者あり)木村君ございましたら具体的に言つて頂きたい。勝手なことを言つてはいけません。(笑声)

第二に小林英三君の動議の採決に暴力を以て議決権を阻止して休憩の止むなきに至らしめた、こういう点が挙げられております。私は只今申しますように、演壇には上りませんけれども、この事務総長のそばへ参りました。なぜ參ったかといふと、小林君があの動議を出されましたときには、私は小林君より先であります。あの時は小林君より先であります。かわかりません。そこでどうしようか、もう一人誰か私の後のほうで発言を求められたのであります。これは私の後のことになりますから誰かわかりません。そこでどうしようか、起立者と認めた者を指名して、発言させることであります。これは私の後のことになります。そこで私は明らかに私のほうが

昭和二十七年七月四日 参議院会議
先に発言を求めたと、こう考えておりますけれども、若し議長がそうでないのであります。それに對しまして、に、小林君のほうが先立つたと、こう認定されるならば、「これはいたし方がないのであります。それに對しまして、私は何等言うことはございませんが、併したままその問題について私はなぜ発言を求めたかというと、私は小野君のこの裁決にいささか疑義があつたわけです。なぜかと言いますと、小野君はあの投票の際にここへ出て来られた、出て来られて票をここへ出されて、拒否されお下がりになりましたけれども、「違り、全然違う」と呼ぶ者あり)どこが違いますか、はつきり言つて下さい。「弁明を続けなさい」と呼ぶ者あり)黙つて聞きなさい、「弁明を続けなさい」「妨害するな」「眞実を言ふことを」と呼ぶ者あり、その他の発言する者は多い)これは、私驕を言ふんじやありません。小野君が議席へ再び帰つて頭をかいておられた。(笑聲)小野君はこの点は自分では認めになつておると思います。そこでそういうように演壇を譲長の許可なくして占拠したということがたまご問題になつておるときにはですよ、譲長の許可なくしては演壇に行けんということはほつきりしているながら、それにもかかわらず小野君がここへ出て来られたということは、これはどうもまあ誤まつたといえはそれまででありますけれども、私はそういう人がここへ出て来るということは、投票の効果に非常に影響があると思ひます。投票の効果に対しまして影響がある、自分の問題について他の人々が来て来るということは、これは静かに考えまして投票の効果に影響がある、他

の人々を牽制せしめる——こともできるわけです。そこでそういうような疑惑がござりますからして、私はその点を事務総長に問い合わせたい、こう思つて参りましたところが、私が非常に意外に感じましたことは、小林君の発言を取上げられたのに、議長のほうではあらかじめ文書で以て小林君の発言を取上げることを、文書でちゃんと書いておられるものを持つておられた。これはそういう問題に立ち至りますと、議長が誤まつて私が先に発言を求めたのが誤まつて私が先に発言を許したのではなくして、「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手乍意て、「そうだ」と呼ぶ者あり)若しそういうことがありますならば、これは參議院の運営の権威といふものは全く失われて来るわけであります。而もそれに加うるに懲罰の動議が出ているということも、これもはつきりしております。懲罰の動議が出ておつても、小林君が動議を出せば、それは溝淵君の説明によるといふと、國民が重大な関心を持つていてからそれを先に取上げればいいんだ、院議できめればいいんだ、こういう御説明でござりますけれども、これは私は非常に危険だと思うのであります。

お互いにあの破防法のような非常にシリアスな問題に真向から取り組んでおるようなときには、これは感情的になるのも止むを得んと思ひます。併しながら破防法の問題が一段落済んで、今度は如何にして我々はこの參議院の運営を軌道に乗せるか、そういう段階に来ているんです。そういうときに何故に冷靜を欠きまして、冷靜でものを言わないので、感情でのを言うとい

罰の動議
「そうだ」と呼ぶ者あり)我々は申訴ないことになると思うのです。(そうだ)と呼ぶ者あり)我々はこういう問題につきましては議長の取扱いが当を得てない、そういうことで議長の不信任案を出しました。出しましたが、それは引つ込みました。なぜ引つ込めたかといふと、我々は議長の不信任案を出しましたのは、これはいやしくも参議院規則に相反した間違った取扱いを、これを続けて行かれるなら、一度でも二度でもそういうことがこの議場において許されますならば、将来悪い慣例が次々に積重ねられまして、もはや国会の円滑なる運営はできない。そういう点から議長の不信任案を出したのでありますが、併しこれを解決するのには、到底あの混亂した、感情が高ぶった時間では解決つかない。そこで一応この問題は取下げて、議長の不信任案は取下げて、改めてお互いに静かになつたときにもう一遍将来の参議院運営のためにじっくりと議長並びに各派の責任のあるかたがたと話合いたい、そういう意味での不信任案を一応引き込んだわけであります、もうそろ／＼溝淵君にしましても、自由党の諸君にしましても、冷靜になつて参議院規則というものを検討される時期が来ていると思うのです。なおそういう冷静さを取り戻すことのできないで、理窟にならん理窟を以て感情に走つて参議院規則をこれ以上無視するような態度が続きますならば、将来の議会運営のために私は取返しあります。(その通り)「そうだ」と呼ぶ者あり)そういう点からいたしま

して我々は多くの疑義を持つておる。參議院規則の上からいたしましても、疑義を持つておる。私が明らかに最初に、小林君より先に發言を求めておるのを、あらかじめちやんと原稿をこしらえてやつておられる議長の態度に對しましても、疑いを持つておる。だからしましてここへ来て交渉をするのは、これは当り前なことだと思うのです。それをしも悪いとは諸君もおつしやらんと思うのです。そしてそういうときには暴力を以て休憩に至らしめた、こういわれますけれども、これも諸君があのときの成行きを譲がにお考えになれば、そうでないことがはつきりわかると思うのです。先ほど同僚の小笠原君が弁明いたしましたが、當時小笠原君は、これは參議院規則に違うじやないか、そういうことを議長なり事務総長にこの席で交渉された。これは運営委員として当然の交渉です。それに对しまして私もかたわらで見ております」というと、最後には議長も事務総長も笑つてです、笑つてそれではどうので、当事者の議長は笑つて、事務総長も笑つて休憩を宣せるのであります。およそ暴力を以て議事を阻止し、休憩の止むなきに至らしめたというのに、その当事者の議長は笑つて、事務総長も笑つて休憩を宣するという、そういうふうなことが一休平仄が合ひでございましょうか。(「それは泣笑いだ」「苦笑いだ」と呼ぶ者あり) そういう意味はちょっと苦しいと思うのです。(「苦しくない」) 「そういう弁明は苦しい」と呼ぶ者あり明らかにこれは暴力による阻止でもなければなんともなくて、議長みずからも恐らくあのときには小笠原君から指摘されまして、これは少々參議院規則に照らしまして強引であったところお認め

になつて、思わず吹き出されて休憩を宣せられたと思うのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)そういう契機からいたしまして、溝淵君が取上げられましたところの第二の理由といふものもこれも当つてない。そら私は申さざるを得ないのであります。(「簡単簡單」と呼ぶ者あり)第三の理由はその休憩の止むなきに至らしめたその際に守衛に対し暴力を振つたというところであります。これは提案者並びに自由党の諸君が写真があるというようなことでございましたが、写真があればお示し願いたい。あの休憩の止むなきに至つたという、そういうときに暴力を振つた者は、守衛に対して暴力を振つた者はないはずであります。而もそのときの守衛が二人か三人か出て来たようでありますけれども、それは議長の命令が出でおりません。島君が言うように議長の命令が出ておりません。議長の命令を得ずして出て来た守衛に対しまして島君のように「さがれ」と言ふことは当然でしよう。而も「さがれ」と言うだけであつて、それ以上にあの休憩のときに誰か一人でも守衛と暴力を以つて取つ組んだ者があるというのならば、明らかにして頂きたいと思うであります。(「明らかになつています」「はたから見ています」と呼ぶ者あり)溝淵君は弁護士を商売にしておられるのであります。私どもよりもこういふ懲罰とか、或いは刑事事件とかいうものにつきましては、深い御造詣を持つておられるはずであります。いやしくも人を刑事事件にかけ、人を懲罰にかけるときには、具体的に誰が何という守衛に對してどういふ暴力を振つたということがはつきり

しなければならんということは、これが私が申上げるまでもなく御承知の通りだと思うのです。それをただ漠然と何かの者が守衛に暴力を振つた、それは追つて委員会で材料を示すといふようなことは、これは溝淵君の言われるところの、懲罰は慎重でなければならんというこの態度と一貫したるものでございましようか。重ねて申しますけれども、今は破防法の問題は済んだ、破防法のあの感情的な闘いは済んだ、これは理性の闘いでありますけれども、同時にあのときには感情の闘いも交つておる、今はそうではないで静かにお互いはあるときのこと反省をして、参議院の運営を今後權威あらしめるために参議院の規則をもう一遍駆道に乗せなければならぬときなんですね。「そぞら」と呼ぶ者あり)今なおおなじ態度をとり得ずして、慎重にことを運ぶと言ひながら、何らの(「反省しているのかな本人は」と呼ぶ者あり)具體的な材料もなしに懲罰の動議を出された溝淵君に対しまして、私は重ねて申しますけれども、溝淵君のために、自由党のために参議院の名誉のために悲しむものであります。断してかよくなめな懲罰には服することができないということを弁明させて頂きます。(拍手)○議長 佐藤尚武君

応えるために先に動議を取上げたといふことを言われております。そのことは規則を無視してそういうして先にその動議を取上げたということをすでに前提として申されておるよう解釈であります。又それが本当にたとえうのです。というのは手続を踏んで思はれておりました動議に対しても、そうして小林さんから動議が出たのに對して、議長がそれを取上げた、そのことを議事規則に違反しないで合理的なものであるということに先にきめつけられておられるよう解釈できるのであります。そういういたしますると一番怖いのは、いわゆる民主議会の多數制は認めましても、多數であるが故に議事規則を曲げてもいいのだということを認めざるを得なくなるのと同時に、そうしたことを見て我々は実行しているのだ、ということをあなたがたが如実に示したものとして我々は解釈してもらいたいのかということになるのであります。それは勿論すでに自由党の諸氏が衆議院では盛んにそれを実行しておるようでありますけれども、「社会党もやつておる」と呼ぶ者あり)少くとも参議院ではそうしたようなことは、私はあなたがたはするようなかたではないと思つておりますのに、國らしくものはつきりやつたことを「(当り前だ)と呼ぶ者あり)裏付けられるのであります。

ころの重要性を持つ法案であったといふことがはつきりしておるのであります。従つてむしるこの破防法を審議の過程において議長がとつた態度に対しまして、あなたがたのはうから先にこかれに對しまする不信任なり懲罰なりの態度があるべきであります。それにもかかわらずただ現象を捉えて、而もその現象なるものも、提案者の御説明から行きますると、信を得ておらない。演説に対しまする解釈といたしましても、又交渉委員の資格に對しまする解釈といたしましても、何ら質問者に對しまして明快な答弁も與えておらない。そして又議員一般が考えることよりも違つた解釈を提案者は持つておられ、そのような状態の中で、そのような考え方の方の下に、この議員を懲罰罪犯に付するといふようなことは、私は少くともつと慎重でなければならんかと思うであります。他の人たちが非常に慎重に対しまする非難を申しておりまするので、重複を避けまして私はいま一つこの点をお聞きしておきたいのは、例えばあのとき議場の混乱の中に、議長が議場閉鎖を命じたとして、そのときにこの議場の扉の中の、こちらの議場のうしろの扉のところで、警務部長があの扉を中から閉じたということを多数の人たちが見ておるのはずであります。そうした点についてはどういう解釈を持つておられるのか。議長が今までそりしたことを命じて、そりしたことをやらしたことがあつたのかどうか。勿論この議場内におきまするところの議場以下の扉についてはいつもたしかに立つておりますが、その上のことについては一言も今までそりしたことがない

たにもかかわらず、あのときに特に警務部長がそうちした態度をとつておるのであります。あなたがたは何ら一言も憚れておらないといふ点がむしろ私は不思議だと思ひます。ところがどういたこの行為を阻止と認定しまして、そして人々名前を挙げられるだけであなたがたに余裕があつたとしたならば、そうちの中の状態ということにもあなたがたに余裕があつたとしたならば、あなたがたに余裕があつたとしたことにも気が付かなかつたということは私は言いたい得ないと思う。それにもかかわらず、そうちの上つた人たちを委員会が云々とか、ただ自分はこう見たという認定の下に、名前を挙げて事犯にかけておるのであります。そうちの上つた人たちは、あなたがたにかけられる覚えはない、と、我々は正当な行為によつて、正當な方法によつて、そうちしてここへ議場の紛乱を避けたいために議長にそれを要求したけれども容れられなかつた。わざと上つて来た人たちが、その端のところで一足踏んで待つて頂いて議長に発言して、むしろその点を收拾する気持があつたならば、あの混乱はむしろ起きなかつたのではないか。〔「ノーノー」と呼ぶ者あり〕 こういう点を考えまして、私はむしろそれを阻止するためには、いわゆるそうちの混乱を避けるがために議長に発言を求めて上つたということだけをはつきり申上げておきましいことだけをはつきり申上げておきましい。（拍手）

○議長(佐藤尚武君) 金石傳一君。
〔兼岩博一君登壇、拍手〕
○兼岩傳一君 私は一身上の弁明をいたしたいと存じますが、先ほどからの溝淵議員の懲罰に対する根拠、それに対する各会派の質疑に対する御答弁を拜聴しておりますと、そもそもこれは国会法百二十一條に真向に私は背いておると考えなければならぬのであります。
と申しますのは、国会法百二十一條によりますと、「懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し」と云々とござります。即ち懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に根据が薄弱である。これに対しても付するのでございまして、それを御判定になるのは議員各位なのであります。が、ところが溝淵委員の説明は非常に根據が薄弱である。この角度からお尋ねしますと、或いはそれは委員会で出そうとか、或いはそれは意見に亘ることだから、いろいろ言われまして、極めて平素周到なかたに似合わない、御答弁が全く具体性を欠き、科学性を欠いておりまして、国会法百二十一條で申します「懲罰事犯があるときは」との「あるとき」であるのかないのか全く御説明だけによって見ては私どもは健全な常識を持つておる限り理解することはできないのでござります。併しながら多数の力でどうしても一身上の弁明をしろという強制でございますので、やはり国民の出されております(「無用々々」と呼ぶ者あり)三つの点から一身上の弁明をしなければならないのであります。が、他の十七名の多くのかたぐれはこの参議院規則二百十三條違反、つまり演壇の問題と公務執行妨害でござりますが、私ども四人、五人の者は特に

○議長(佐藤尚武君)　衆岩傳一君

〔兼岩博一君登壇、拍手〕

1

6

衛視に對して暴力を振つた云々といふ重要な三項目の非難を受けておりますので、私はこの点は特に詳細に「身上の弁明を申上げる必要を感じます」と申しますが、三項目そのものを申上げますと議員各位の判断を却つて私はこんがらかす点があるのじやないか、と申しますのは、何が故に自分はこういう行動をしたかといふのことを極く簡単にござりますが申上げて且つそれが憲法その他の法規に如何なる根拠をおいて活動しておるか、こうしたことだけをもよと私は申上げておかないと、却つて以下私が具体的に三項目を申上げるに際しまして同僚議員各位が却つて私の申上げることを誤解される危険がござりますので、私は極く簡単に私が民主的な国会運営といふものをどう考えておるか、これを私は二点、平素拳々復讐しておる二点がござります。第一点は、法律の重要性に対する態度であります。私は如何なる法律が出て参りましても、その重要性を判断するのに際して、これは日本のためになるのか、アメリカの軍事占領のためになるのかと、這是戦争に役立つかどうか。第三に、これは日本国民を自由な朝らかな豊かな生活に持つて行くのか、日本の国民から自由を奪い、日本の国民を窮屈に陥れるものか、私は極めて簡単にいつも独立と平和、自由というこの三点から考えておられます。

賭してこれを阻止しなければならない。感じましたのは、この独立と平和と自立に真向に反対するところの法律案であります。即ち與党と野党が一く正反対の立場から、又そういう意味でこの法案の重要性を認められたということに対して私は何ら異議はないのであります。自由党、綠風会、民主クラブが私とよく正反対の立場から、又そういう意味でこの法案の重要性を認められたということに対して私は何ら異議はないのであります。即ち與党と野党が一度から考へて、それらの重要性をこれに與え、この重要性に対する態度の故に東向からこれを擁護してやろう、或いはできるだけこれを引き延して引き延して審議未了に追い込もうといふ態度は、私は民主的な国会の運営としては無條件に認められなければならないことをやつてもいいかななどと私どもは毛頭考えていないのであります。私どもはやはり憲法と国会法と、そうして參議院規則を守つて、このルールの許す限り一步も仮借することなく與党に対しても内迫して、そうちして審議不能或いは否決或いは審議未了、いやしくも毛一本でも與党に損あらばこれに攻撃を加えて、以て法律の審議未了或いは否決、改正等々を圖る、これは私どもとして当然許されるところの権利であります。又私ども十数万の國民を代表しておる者の任務であり、又黨の立場、党に対し私どもが果さなければならぬ点であると、こういうふうに考えておるのでございます。そこで以上の二つのルール、特に第二の、つまり国会法、憲法、參議院規則を守る

限りにおいては、その極致まで、我々は極致になりますと、多少出たり入つたりいたず（笑声）のは事物の法則なんですが、併しながらいやしくもこの事柄をつまり国会法、參議院規則の極致まで野党が権限を發揮することをお認めにならないで、多數の力をかりて何らの疑問もなく明確な參議院規則違反、国会法違反、憲法違反を多數の力をかりて與党がやられたときに、それでは我々は泣痕入りをしていいのか。私は断じて泣痕入りをすべきでない。然ならばどういふ行動をとるか、それは私は直ちに「その通り」「暴力だ」と呼ぶ者あり）多數党派そのものに反省を促すことは不可能であります。我々は少数であるから野党なんです。與党は多數であります。そんなものに直接行けば笑叩きになるだけです。（笑声）そういう馬鹿なことはいたしません。その場合に、私は飽くまで議長の反省を求め、議長が、あなたがこういう民主的な運営をされることとは国会の自殺ですよと、民主的運営の自殺ですよと、いうことを議長に注意を申上げることが私は正しい民主的運営のルールであると考えております。（「その通り」と呼ぶ者あり）その根拠は憲法四十一條に、國会が國權の最高機關であるといふこと、従つてこの國会において我々が民主的な國会運営を誤るならば、それは将来はそれを解決するものは國会外の國民の大國民的運動によつてのみ粉粹されると考えておりますけれども私はそういう形の解決ができるだけ避けるために、國會が國權の最高機關であるところの國會の運営を正しいルートに乗せるとい

うことが絶対に必要であり、そのたゞにこそ国会に使われておるという信頼の下にこれは断じて私は一步も譲歩しないで闘つて来ておりますし、今後私はその信念を変えないつもりでおられます。それは憲法十二條、十二條が「国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と言つておるからであります。即ち国會議員としての、これは国會議員にとつても全く無條件の當てはまるもので、国會議員に與えられた自由と権利及び国会の民主的運営は、国會議員その者が不斷の努力によって守るべき以外には方法がないと私は考えておりますので、飽くまで選挙の力をかりて法規に違反した行動をとられるときは、その多数の行動に対する反省を促すということは当然憲法において保障されるとおるところの権利であり、而してこのことは國会運営の民主的ルールであると考えて、これを行動の指針として私は国会活動をいたしておる者であります。

さていよいよ私は薄瀬議員から提起された三百三十三條に違反して議長の許可なし演壇に登つたという問題でありますが、これはもう大方今までの議員で解決されておりますけれども、急のため一、二の事実を私はこれに付加えたいと思います。私自身の考え方から言えども、小野法務委員長の故なくして登壇されたのを多数の力で躊躇されただ以上、これに対する当然の措置とした

て、我々も壇上へ議長の許可なしに登つて占拠してもこれは私はいいとまで論理的には考えておるのであります。併しそれは最後の、最後の、最後になすべきであつて、やはりここで一步で小笠原議員がこれから一步も入つて、出すべきところに出せばよろしいと考えておりますところ、この場所で小笠原議員がこれから一步も入つてはいけないということをあの大きな団体で、彼がしきりに声をからら入つてはならんと言つておりますので、私は野党第一党的小笠原君の説を大いに傾聴いたしまして、肚の底ではそれから入つてはならん、これから入つてはならんと言つておりますので、小笠原君は現に議長の許可なくして壇上を占拠しておるではないかといふ、肚の底では煮えくり返えるような義憤を感じましたけれども、私は小笠原君の説に従つて、遂に徹頭徹尾演壇の上には登らなかつたのでござりますから、第一の條項は私の一身上に関する限り関係がございません。

れは賛成できんこの議案だと考えておりますが、併し重要性は認めておりまます。與党的諸君は我々と真向から違つた意味でこれを通さなければいかんと考えておられる。而もやう明日か明後日、日華條約は日切れになる、今日はありますか、どつか台灣國のかた、それから印度の大使が来ておられるといふので、議長は非常にこの岡崎外務大臣と共に心魂を使つておられるのかわららず總理もどうです。今日は出で来る、十時から十一時、二時二十五分から三時四十五分はどうだ、こういうふうにまで頭を使つておられるのに、諸君はあえて今日この懲罰を上げておられるのは、すべての案件に先んじて懲罰を上げるといふこの參議院の、二百三十八條を全会派一致で認められればこそ、私は與党的かたにとつては非常に不満だと思いますが、不満にもかかわらずやつておられる。ところがどうです、今我々が懲罰になつておるのは満場一致、あなたがたが認められる二百三十八條を、與黨が綠風会と民主クラブの力を借りて議長を嚇したりすかしたり、そしてこの二百三十八條をあえて破らせて、そうして小林英三君、この埼玉の川口出身の意忍強固なる自由党的小林英三君を動かして動議を提出し、又同じ埼玉から出ておられる石川栄一君の如きはここまで来て顔を真赤にして、あの温厚なお人柄の人がお顔を真赤にしてとなつておられる、そういうような無理をしてです、二百三十八條をあえてこの議長に賛同させていたということは、今日諸君がこの懲罰を三條約に先んじて取上げておられるということであつて、理非曲直がいづれの側にあるかといふ

ことは、賢明なる諸君がつたら私は御理解願えることと思ふ。(ヒヤー)と呼ぶ者あり)にもかかわらず私は多数決のこの承服できない決定ではありません。私は民主的な国会のルールに従いますから、私は公務執行防衛のこの第二條につきましても、やはり一身上の弁明を私はやはりするのがよろしいと思いますので簡単にいたしますが、(分りましたへと呼ぶ者あり)問題は一秉君が議員としての体面を犠して懲罰された、そんなことはそれほど大きな問題ではないでござります。ところが諸君、自由党と練風会と民主クラブが一緒になって小林英三君を先頭に立ててやられたことは、一小林英三君が議員としての体面を汚されたという問題ではなくて、與党的力で參議院そのものの体面を汚されたということではありますか。これを私が一個の議員として、身を挺して、民主的な議院運営の自殺であると見て、これを救うのは、もはや議長の賢明なる判断によるほかはないと思つて駆け上つて参りまして、卓を叩いて、総長並びに議長に対して、事務的な意味においては総長、又終局的な責任者としては議長に対して、あなたがたはこれは民主的な議院運営の自殺であると思いませんかと言つて、私は警告を與え、身振り及び若干の音響を以て(笑声)多少お年を召しております議長のこの網膜(笑声)並びにこの中耳鼓の中に振動を與えまして、(笑声)どうですへと申上げましたのは、これは急場として私は全く止むを得ない措置であると考え、且つこれは私は当然國會議員として、參議院の民主的な運営の自殺を救つたもの、民主的な唯一の残された方法であると

私は確信を持つております。従つて、
公務執行妨害などといふ満洲君のお説
は、全くこれは、先ほど申しましたよより
に、事実に基かない、事実に即さない
ところの御見解である、御意見である
としか私は考えないのであります。が、
併し私はルールに従つて、以上第一の
公務執行妨害に対する一身上の弁明を
いたした次第であります。

次に、第三の衛視に対する暴力を揮
つたというこの問題は、これは十七名の
うち、ほんの三名四名、たかく
五名くらいに科せられておりますとい
うの罪名でござりますので、私はこれ
は詳細に意見を一つも述べないで、事
実に即して私は十分一身上の弁明をさ
せて頂きたいのでございます。

私は、衛視に対して暴力を揮わなか
つた。ところが衛視諸君が、ここから
だん／＼と押して来られたとき、私は衛視諸君に訴えた。衛視諸
君、諸君は正しい者の味方にならなければ
いい。今日本が危急存亡にあるときに、かくのごとき国を売るとい
うの大臣、及び與党のためにあなたが
たは暴力を使ってはならん（笑）。私は信
頼する。私は衆議院の衛視諸君に比べまして、
参議院の衛視諸君が格段に紳士的であ
り、慎重であることを常日頃私は信
用いたして、従つてあの鉄兜の警官の
ときは要らない。こういう私は主張
をしておつた。絶対に衛視を信用いた
しております。私としては、衛視諸
君、あなたがたは暴力を揮つてはなら
ん、暴力を揮つて、君たちは何のため
に君たちは役に立つたことになるか、
結局日本を売ることになり、戦争に味
方をすることになるぞ、暴力を揮つて
はならんぞと言いましたところが、衛

観諸君は、ことごとくそれを丁とします
して、(笑声)そぞして極めて體健なる
る、非暴力的な形態においてその職能
を執行された。ところが、先ほどこな
は聞くと、議長の命を受けた受けんとする
いう重大問題がござりますが、私はほ
のときに非常に興奮しておりますたで
で、これは議長の命があつたというう
提て、私はすべての行動をいたしたで
でございますが、それらは非常に、
これは明確にして頂かなければならんと
でございます。ともかく、衛視に對する
て暴力を揮つたなそとは、事物の全
反対でございまして、衛視諸君に對し
て暴力を揮わせなかつたといつて点につ
きまして、私は非常な賞讃をこそ受け
れ、(笑声)一点の非難を受ける点はな
いのであります。それからもう一つ、
衛視諸君に對して僕が如何に慎重でござ
つたかということは、水橋君が転倒され
たあの場面のときに、水橋君は、いわ
しくも衛視が俺を倒すのは何事であつた
かといつて、非常にいきり立つておられ
まされたけれども、私は相当の打撲傷
受けておられると見ましたので、先ほど
彼に、衛視に暴行を働いちやかん、
そういう誤解を受けるような態度をと
つてはいかんぞ、今君は勤くと打撲傷
がどういう病状に変化するかわからな
いので、(笑声)先ずそのままにして、
おとなしくしておれと言つて私は水橋君
君に對して勧告すると同時に、この事
柄が済みましたあとで、直ぐ同君のよ
ろこへは岩間君があの打撲傷はどうう
あつたという見舞に行きましたところ
へ、すでに水橋君は、最も水橋君の信
頼されておるところのあの医務室に行
きまして、レントゲンをとるとか、手
当をするというようなことをしておる

上の弁明を終りたいのですが、それはやはり先ほど金子洋文君が申し述べましたように、私の最も義憤、憤激を感じましたのは、二十四日の各派代表者の会議において川村松助君だけの首を切つて、そして国会法の改正をベテランにかけられたということとあります。私は川村松助君の首を切つておられるのである。川村松助君は從来非常に公平に歴代の議運の委員長に常に見る公平な態度を以て運営して来ておられる。それを首を切つてしまつて、それほど公平な川村松助君がああいう処置に出られたのは、自由党、緑風会、民主党クラブがよつて以てさせたのであつて、それをその時には知らん顔をしておつて、あとになつて首を切る、これはいやしくも天下の公党の同志として私は恥ずべき行動である、故に私は非常に不満を感じましたが、ただ大屋晋三君が折角協定を養んで第五回国会以後大問題になつておりますところの国会法を改正すると言わわれると、私はこういう憮撃なる取扱いに対するから私はこゝに抗議を出さないで、まことに、それほど抗議を出さないで、まああ不愉快な顔をしておるぐらいのこところで僕は同調をしておつたのであります。ですが、然るにいづくんぞ知らん、大屋晋三君は傲慢な態度で豪語しておきながら、一晩たつと手の掌を覆したように嘘を言つてしまつた。私はこれについて大屋晋三君のみならず、これに連れて、それとらないどころか、我々を立合われました緑風会の徳川、高瀬、懲罰にしようとするなどという行動は民主クラブ大限君、その他重大なる責任を今後私はとられなければならんのに、それをとらないどころか、我々を

た第一点であります。それからもう一つ私は二十八日の本会議で議長が小林英三君の動議を採用されました私は議長の処置に対し非常なる憤慨を持つものであります。なぜならば、あの会議のすぐ前的小委員会で野党第一党を代表して小笠原君がそれでは二十四日の大屋晋三君の協定を白紙に返す以上は、あとは全部憲法、国会法並びに參議院規則によつて運営を図るのだということを全会派確認をしたのにもかかわらず、そのすぐあとで事務總長が援助を命ぜられたのか進んでいたのかこれはいろいろ問題ですが、ともあれ小林英三君の動議はちゃんと原稿に入つておるというような訓合いをやつて、そつとして小林英三君の參議院規則二百三十八條違反の動議を採用するように仕組まれ、それを公正なるべく綠風会からの選出されおります議長をしてさうような違反を余儀なくさせたということにつきましては、私は非常なる憤激を感じたのでござります。而もです、議長のこのような行動は以前はなかつた。この数年間議長は非常に公正に運用しておられた。ところがそろ／＼やしくなつて來たのは、先月或いは先々月の終りでしたか、出入管管理令で以て議事はやめるという約束をちゃんと議長は小委員会で承認しておきながら、続して刑事特別法を上げようとされた。これは我々が議長に、議長あなたの態度は間違つておりますぞということを強硬に申上げましたところ、議長は了解されて幸いにして民主的議院運営の自殺を免れた。ところがそれからずっと参りまして、十日ほど前の第三回の国会延

然として躁鳴して、そして十一時四十八分頃からこのところへ押し込んで来て、第五回国会の亂闘さながらの、国会の運営の方針の違反をあえて強行された。私はかような出入国管理令から第三回の国会延長、そして二十八日の本会議での小林英三君の動議採用、この一連の関係は明らかに自由党が綠風会をかたらい、民主クラブを誘い入れてそろして「何を言つたんだ、何を言うのだ」と呼ぶ者あり)参議院の民主的運営そのものの自殺を推し進められたという点につきましては、これは私は譲歩することのできない大いなる憤激と義憤を感じるのであります。私は一身上の弁明を終るに際しまして、大自由党が今や党内民主主義の確立のために幹事長問題を中心にして大きな波乱を巻き起しておられる、これは僕は正しいことだと思う。やはり自由党内における民主主義的運営についてこれには僕はよく、詳しくは知りません、新聞知識しかありませんが、新聞知識だけから見ても自由党の諸君が内に民主的の運営を主張されるならば、やはり国会の運営も又民主的にやるという本來の立場に立ち返られまして、そうしてこの澤淵君の殆んど客観的な説明も主觀的な法理論においても不十分な國会法百二十一條に一致しないところでの、徵罰寧冤があるのかないのか全くわからぬ状態において、これを非民主的に推し進められないで、これを私見を申し添えまして、私の一身上の弁明を終る次第であります。(拍手)

○三輪貞治君　只今上程されておりま
する懲罰動議に対しまして、一身上の弁
明をする機会を得ましたことを非常に
喜びとするものであります。（笑声）恐
らく眞眼の士が多いと思われる自由党
の諸君並びに公平なる綠風会の諸君
は、我々の正しい立場をば了解をされ
て、この動議を撤回されるか、或いは又
採決に当つては恐らく公平なる判断を
されるであろうことをば信するもので
あります。（その通りと呼ぶ者あり）
全く皮肉なことでありまするが、私は又
数日前、小野義夫君の懲罰動議を出し
た者として趣旨弁明をし、質疑応答を
いたしましたが、その私が今日戴かれ
る身になりまして趣旨弁明をしなけれ
ばならない。併しながらこれは私はは
つきり一つ諸君にも傍聴或いは全国の
国民諸君にもわかつて頂かなければな
らんという非常に大きな一点をばはつ
きらとここに明示いたしたいと思うも
のでござります。

す。多くの人々が述べられましたように、我々はむしろ国会法或いは参議院規則を守るために闘つたのであるわけであります。「そうだく、その点だ」と呼ぶ者あり、拍手たびく言わされましたけれども、私も又これをば繰返さなきやならませんが、いわゆる参議院規則二百三十八條を無視いたされまして、徵罰動議が出されておるにかかわらず、小林英三君から違法の動議が出されて、「そだ」と呼ぶ者ありこれを採決によつて決するといふ全く慣例を無視した、而も国会法、参議院規則を躊躇した方法がです。多数決という方法によつて行われるといふこの瞬間(「そだ」と呼ぶ者あり)私たちはこれをば阻止して国会の正しい運営を行なつて行なきやならんといふのを一つのためにです。(正しい運営をしと呼ぶ者あり)かかる擧に出たのでありますて、勿論薄瀬君の言われたようにおもこの壇上に登りました。私は御承知のように議院運営委員として議会の運営のためにこの壇上に……演壇上は別として登つて事務当局に折衝をする義務と責任を持つておりまするから、この際におきましても私は先ず事務総長に対して、非合法ではないか、飽くまでもこれをば多数決によつてやるということは、一体どこにこれは條文に示されておるのだということをば迫りましたが、全くこの我々の申入れを無視されまして、黙して語られな、かよなことが多数決によつて行われるといふところに非常に問題があるのであつて、先ほどの質問でもこれあらかじめ打合せされて組立てられたところの詮諭であつたということを

言われましたが、私も明かにその実体を見ることができたのであります。小林英三君は自席からこの動議を出されましたけれども、すでにそのときには議長の手許にはそれをばこの議院に詰るべき文章がきれいで用意されておりまして、而も諸君は筋書き通りに行かなくて休憩になつたので、あの休憩中に約束が違うじやないかと言つて議長席に怒鳴り込んでおられる、（「そうだそだ」と呼ぶ者あり）この一事を以てしても、これが公平なる議長をしてあの暴挙をなさしめたところのここに一つの企てが行われておつたということを私たちも色眼鏡でなしにはつきりと（明瞭だ、明確だ）と呼ぶ者あり）これをば見ることがであります。

この二十八日の夜の参議院本会議のあとの混乱の状態に至らしめたものは、私

はあの瞬間だけを見てはならないと思

う。その以前の議院運営を見て参りま

すと、全く自分らの責任において議

事の進行がうまく行かないといふに

焦りを感じまして、自由なる我々の討

論を、質疑或いはその他に対しても五分

間などといふような無謀な制限をば多

数決でやつておられる。これなんかは

私たちは明らかに民主主義の議会政治とい

うものをば無視するところの行動であ

ると思う。（暴力はどうだ暴力は」と

呼ぶ者あり）堀眞琴君が質問の際に申

しましたが、これは必ずしもこの場合

に合法的である。この制度が認められてお

りまして、少數党は公々然と議事引延し

をすることが許されておる。それはい

よいよ会期末となつて時間切れをば狙

いまして、少數党がリレー式に長時間の演説をぶつことによりまして、與兎の諸君は非常に焦りを感じる、それでその裏で與兎と野党少數の話合いが進んで、一体お前たちはこれをどう約束が違うじやないかと言つて議長席にいたるに修正したら満足するのかと

いうふうに修正したら満足するのかと

は必ずしも贅成はいたしませんが、あるの戦時中の溝州國の、これは議會でなかつた、協和會の中央委員會というの

がありませんして、全國から選ばれたところの諸君によつて、丁度議會と同じよう

な運営がされておりました。これが又薄潤も又多數決でなくして、いわゆる衆議院法がとられた（「そんなこと聞いてないよ」と呼ぶ者あり）ところが諸君は何でも數にものを言わせて、多數もこれを抹殺しないといふような方

どというような無謀な制限をして、こ

れをば十分に論議を盡せないといふ方法をとられた。こうじやうような場合に、

一体正しく自分の主張を通そうとして、国会の品位を高めることであります。私はこの動議を認めらるうとする者がいるのは国会の権威を護らうとする者があつたから、私は正しい国会法に則つて合法付けられない、更に恥の上塗りをされば、これを正しく引戻すことこそ国会規則を踰越して行なわれることであるなら

あります。かような点から我々の行動は、むろん国会の品位が地に墜ちんとする危機の際に、これを挽回し

て合法的にあの行動をいたしたのであります。私はこの動議を認めらるうとする者がいるのは国会の品位を高めることであります。私はこの動議を認めらるうとする者がいるのは国会の品位を高めることであります。

（菊川孝夫君の発言の許可を求む）

○議長（佐藤尚武君） 菊川君何でしよ

うか。

○議長（佐藤尚武君） やはり議場の定足数を教えてみますと、定足数を欠いてお

りますから、又時間も丁度夕食時間になつておりますので、暫時休憩いたしまして、休憩してから議事を開かれ

るよう暫時休憩の動議を提出いたしました。（「贅成」定足数はある」と呼ぶ者あり、議場騒然）

○議長（佐藤尚武君） 休憩の動議が出ます。（「贅成」と呼ぶ者あり）

（「議事進行」）と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君） 岡田宗司君の発言を求めます。

（「議事進行」）と呼ぶ者あり）

るとおつしやいましたけれども、第五国会におけるときの混乱は更に大きな混乱であるのであります。当時ここへ一ぱいに参りまして、收拾のつかない状態であります。松鶴副議長は非常に苦心をせられましたことを承知いたしておりますが、そのときにおきました写真が撮られまして、全部調査をせられたはずであります。併しながらただ懲罰事犯にかけられたのは、そのうちの極く数名の人だけであつたはずであります。

又こういうような事情にあるのでありまするが、私がどうしてこの議場において行動をとつたかを一応御説明を申上げて置く必要があろうかと存ずるのであります。晝の場合におきました頃の動議を叫び続けたのであります。は、小林君が緊急動議を出されまするや、私は主席から議長に向いまして休息を叫び続けておりましたが、そのうちに同僚議員がだん／＼こちらへ参つて参り、私がここへ参りましたときには、すでに先着者が多うございまして、ここで上るわけに参りません。従つて辛苦じて一番上の階段まで上りつめたところでおつたのであります。(笑声) 又夜の場合におこましても、議長が席に着きまするや、同時に私は散会をやはり主席から連呼し、そうしてここ所まで参つておつたのであります。更にこちらへ移動をし、しまには議長に一番近い速記席のある真中から私は散会を連呼し統計をおつたのであります。なぜかようなことをいたしたかと申しますると、小林君の

(「そ、うだ」と呼ぶ者あり)これによつて国会の秩序を守る以外には(「そ、うだ」と呼ぶ者あり)秩序の守りようはないからであります。(「そ、うだ」と呼ぶ者あり)そ、うして而も小林君の動議は明らかに參議院規則に相反するが故に、(「そ、うだ」と呼ぶ者あり)私は若しこの動議が院議の決定によつて行われるということでありまするならば、将来の參議院の運営に非常な混亂を招来するものであると心から恐れたからであります。(「そ、うだ」)その点だと呼ぶ者あり)国会法を御覽を頂きたいと思ひます。国会法の第十四章「紀律及び警察」の中の第一百六條にはこう書かれております。「會議中議員が又は制止し、又は発言を取り消させる。」ことあるのであります。国会の紀律を命じております百十六條のうちの一一番トップに掲げられ、重要視せらるておりまするものは「この法律又は」、「この法律」と申しますのは国会法であります。「この法律又は議事規則」に違つた行動をとつたとき、「このときが一番大きく取上げられておるのであります。

する場合には、鶴と卵の関係ではございません。明瞭に国会法の精神から自由主義的であります。参議院規則を破らうとしたところの小林英三君の動議が混乱の主因をなしたことは一点の疑いべき余地もないであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)そこで私はこの事態を宣長が再考をせられまして、休憩を宣しようとして事態の円満なる收拾に当られる必要があろうと思い、心の底から芦会を連呼いたしましたのであります。私の心からの、国会の規則を遵守することによりまして秩序を維持しようとすると心からの念願は遂にふみにじられてしまつたのであります。こういう動機をもて、私は絶叫いたしましたが、皆さんお考えを願いたい。先ほど瀧浦君は国会法、参議院規則といえども、動議によつて、院議を以てこれを変えるのならば又妥当であるとおつしやいましたが、若しあよなことがたまたま行われるということありますならば、まさに與党であり、多數を占めるところの人々の力によりまして、国会はその党のために独占せられ、私物化せられまして、そらして国会の權威をいぢこに求むることができるでありますか。私どもは籠くまでもさような考え方を與党が持つといたしまするならば、先ず国会法なり参議院規則なりを多数の力によつて修正をいたしまして、その上に立つて国会の運営を行なへべきものであると固く信するものであります。(拍手)これなくしてどうして国会の秩序を保つことができるでありますまい。

更に私は度度いい機会でありまするが、
からはずす附加えたいと思ひまするが、
(「もうたくさん」と呼ぶ者あり)木村さん
さん、静かにお聞き下さい。與党の方
たがたは、參議院の權威を保つために
こういふ懲罰事犯を提議したと言わ
ておりまするが、「その通り」と呼ぶ者
あり) 參議院の權威とは一体何事で
あるか。どういうことであるか。
六月の一十三日の朝日新聞の第三面
を皆様がたはお読みになつたであります
しようか。群岡県の草土郡上野村にわ
きまして、去る五月、あの石黒さんが
選舉に当選せられました參議院の補欠選
舉に当りまして、上野村においては選
舉権者の選舉場に対する入場券が集め
られまして、そしてこれが同一人によ
つて何回も行使をせられ、選舉管理委
がこれを許した縁くべき選舉違反の事
犯が行われたのであります。この選舉
不正行為を黙視するに忍び得なかつた
石川翠月といふ少女は、この不正事
件を摘発いたしまして、そうして(「何
をやつているのだ」と呼ぶ者あり)その
選舉の公正を期しまするために、(「何
をやつている」「弁明に關係ない」その
他発言する者多し)お静かに願いま
す。弁明に關係があるのであります。
○議長(佐藤吉武君) 粟山君、弁明の
範囲にとどめて下さい。

りだ」と呼ぶ者あり)與党が規則を破りた」として、そうして国会の議事運営を国際的にいたしておる。これに対しして私は規則を守ることを絶叫いたしておる。これがなければ国会は軌道に乗らない、秩序は保たれないのであります。これがなければ国会運営は軌道に乗らぬのであります。この静岡県の上野村の事例、封建的であります。どうか聰明なる自由党の君も、又綠風会のかたへも共に國法と參議院規則だけは守つて行こうではありませんか。そうして若し御不便をするものではございません。

私は以上の諸点を申上げ、少くとも今回の懲罰事犯の対象には私個人はどの角度から見ましても絶対にあり写らないということをはつきり申上げまして、そろそろ一身上の弁明に代えるが第一であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 只今議題になりまして、懲罰動議は他の一切の動議に優先するという規定がなぜ入れられたかについて、その正當性を強く訴えたいと思うつもりであります。

先づこの問題を正しく理解いたしましたために、參議院規則におきまして、懲罰動議は他の一切の動議に優先するという規定がなぜ入れられたかについて、それを理解することが最も大切であるわけであります。(「そ�だ」と呼ぶ者あり)これは世界各国の国会の規則を見ましても共通いたしまして、懲罰犯に関する動議は可決にも優先

てその決定をなすと、ということにならぬ
おるわけであります。我々はその規定
がなぜそうなつたかということを正し
く理解しなくては、この問題の適当な
判断はできないわけであります。即ち
国会は国權の最高機關であり、一切は
その數によつて決定するわけであります。
〔「そだだ」「その通り」と呼ぶ者あ
り〕従つて採決をするまでには、その
人が懲罰に値しして除名されるような
者が採決に加わつては重大な結果にな
るから、懲罰事犯は一切に優先いたし
まして、その黑白を決定いたしまし
て、他の議題に入ると、いうことがその
趣旨であるわけであります。(拍手、
「そんなことは間違つてゐるよ」「もう
一ぺん大学へ行くんだな」と呼ぶ者あ
り)若し皆さん百四対百三といふよう
な、僅か一票の差によつて或る法案が
通過したと、而もその人が懲罰事犯に
よつてその後に〔とんでもない間違い
だと呼ぶ者あり〕除名されたといふよ
うなことになりましたならば、一旦成
立した法案が無効になるという重大な
決定が起きるわけであります。このこ
とが、「弁明じやない、それは」と呼
ぶ者あり、その他發言する者多し)こ
のことが国会の規則におきまして、懲
罰事犯が一切に優先するという規定に
なつてゐるわけであります。そこで小
林君が日程の変更の動議を出されまし
たが、これは明らかに參議院規則の違
反であります。従つて私は議長が長き
に亘る睡眠不足、或いは波労困憊の極に
おきまして、議事日程を誤つてあるよ
うな譲題に供されたのではない、こ
が、そこで我が党におきましては、小
笠原君が直ちにここに来て、事務

総長にその由を尋ね、更に議長に詰問いたしましたが、埒があきませんから、私はここに用ましてそういうふうにやつたわけであります。むしろ我々こそ参議院規則を守るために、議長の誤った議題の取上げ方、そして事務総長が、事務局は中立性を保たねばならないという大原則を破つたことに対する反省を求めるために、「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手）ここに来たわけでありまして、我々は自由党緑風会の皆さんから感謝をされこそすれ（「される」と呼ぶ者あり）しさかも懲罰されるべきことは断じてないわけであります。（「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり）
特に、「ほめるべきだ」と呼ぶ者あり）第二百三十八條におきまして、「懲罰の動議が提出されたときは、議長は、直ちに」と書いてあるわけであります。衆議院規則の二百三十六條においては、議長は、速かに」と書いてありますましては、「議長は、速かに」と書いてありますし、参議院においてそのようなことがなされましたからといて、参議院規則の嚴密な規定からいいましたならば、そのことは成立しないわけであります。（「論の余地なし」と呼ぶ者あり）そういうことからいまして、私は、我々のとつた立場は極めて適切な、国会法、参議院規則を擁護するためとつた立場である。そして少數の野党が国会法、参議院規則を縱横に駆使いたしまして、劣勢なる野党勢力を補完するということは、世界の各國の議会にも行われ、そのことはあります。（「それでどうした」興論ですよ、興論がわかりませんか」と呼ぶ

者あり）それで私はかねて尊敬いたしました佐藤議長が、参議院規則の二百三十八條を破られまして、議事日程を参議院規則に反して上程されたことに對しては極めて遺憾の意を表するものであります。（終りと呼ぶ者あり）なぜかと申しますならば、佐藤議長こそ参議院を象徴されるところのシンボルである。その者が参議院規則に反しまして、多数の圧力で以て、事前に謀議を発らしまして、あのよくな議事日程の変更をされたということは非常に大きな問題であるわけであります。（社会党に前例があるよと呼ぶ者あり）その点で皆さんが岩波文庫の「ソクラテスの弁明」を読みましたならば、如何に法の権威を護るといふことが大切であるかと、いうことがわかるわけであります。ソクラ特斯は、誤った腐敗した当時の政權のために、彼の抱いておる哲理を不當であるとして獄舎に繋がれただけであります。そろして三日で死刑が宣告されるという際に、プラトンが獄舎に訪ねまして、あなたの言つておることは正しいことだから……。（発言する者多い）

○議長（佐藤尚武君） 静音に願います。

○中田吉雄君（続） プラトンに対して、私の説は正しいが、法の権威のために……。

○議長（佐藤尚武君） 中田君、一身上の弁明の範囲を出ないように願います。

○中田吉雄君（続） 法の権威を護るために断固として、誤つておるが、ギリシヤの法に従うと言つて、能容として毒を仰いで死んだわけであります。（自己）

胸騒はよせよ」と呼ぶ者あり)そのよまなことを考えましても、我々といたしましては、参議院規則の二百三十八條を擁護するため、議長の誤った議事の取上げ方、誤った動議の提出の仕方、そういうことに対しまして後世物笑いになつてはならないというので、我々はあるののような行為をとつたわけでありまして、感謝されこそそれ、まさかも非難に値するものでは私はないと思うわけであります。(「わかつた、わかつた」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 河崎ナツ君。

(河崎ナツ君登壇、拍手)

湯を皆さんでお呑ませになつた。私もお氣の毒だと実は思つておりました。そういふうに思つて、非常に議長は士協定で以て議会の運営を正しきルに上せて行こうという一方を結局切つた。そういうことに対しても、実は皆さんが突然のよくな提議がされまして、提議がされまつたときにどういう態度を議長がおとになりましたときには、二十八日のあの問題になりまして、そつとして突然のよくなも御存じのように、議長はお取上げになつた。私はまだそのときに、私といえどもこの參議院規則の二百三十九條はよく存しております。この二百一十八條にもとるよくな、又議事を正しくルールから外れさせ、ああいふるな空氣になりますことを、これはいかんと実は思いました。そうしてあれは議長がその三派の圧力によつてああなつたのか、又議長は煮湯をお飲ませになつたのか、又議長は取上げておなさるうとなさるようありますか、これはやはり私といえども歌つてはおられないと思いまして、この前に出て参りましたのでござります。そして議長に、私はこの前のことから議長の反省を大きな声で促しておりました。なか／＼その反省がないようありますから、これは議長も御一緒であるとなると、なおさら議長に対する反省を促さなければならんと思いまして、そうして、初めは反省を促すの上であると思いまして、議長も御一緒であるとなると、なおさら議長に対して反省を促さなければならんと思ひでございましたが、だん／＼それは議長を非難する耳びとなりました。

私は議長横暴、議長横暴という叫びをしておりましたことは、そういうような意味で黙つてはおられませんので、それこそ參議院の名誉にかけても、私といえども黙つてはおられなかつたという立場でございましたのです。（当然だよ）と呼ぶ者ありそのうちに、ちらからだんくとまあその前にいろいろ駆け上つたとか、いろいろあつたでしようが、私は動きは存じませんが、ふとこちらを見ましたときに、こちらから随分押されて下つて來た。そして、危い、その前のときに、どうなつたでしたか、労農党のかたが落ちてことを怪我したということを聞いておりましたから、殊にみんなに大勢おりますから危いと思いまして、私もあそこへ参りました。参りまして、そうしていたしますと、うしろから写真にもありますよ（笑）押しております。押しておらず、押しておる、又下つて来て危いから、守衛のかたを、結局それを離すことが私の力でできますならばと、私はその守衛のかたを引張りました。けれどもなかなか私の力では及びません。そこは何と言つても私どもは、女は力が弱い。体力は弱いですけれども、正しさを信ずることにおきまして、正しさを貫かんとしますことにおきまして、女といえども一個の人間として黙つておるわけには（その通り）と呼ぶ者あり、笑（声）参りません。けれども、遂に力及ばないで、もう投票のかたがここへお出でになりまして、私はそこまで又戻つて行きましたが、投票されていらつたかたは、随分憎らしそうに睨んでお出でになつたり、

(笑声)いや本当にんです。そのかたの醜
もよく存じておりますが、お互に腕
み合いでござりますから、そういうう
うでございましたが、そのうちに、議
長は、「同情いたしますよ」と呼ぶ者
あり(休憩を御宣告なさいましてし
つたのであります。移り行きはそうい
うわけでございますが、ここで私一言
申上げておきたいと思いまして、そ
の後、その翌日か、翌々日でございま
した。私が登院いたしまして、そこを
通つておりました。そうすると女のく
せに(笑声)生意気なやつだ、こうい
ふうなことを実はお言いになつたかね
を存じております。そういうふうな能
度で、私もやはり懲罰の一人に選ばれ
下さるとするならば、私どもほかにも
まだ婦人議員がおりますが、こうい
ふうな、あいうときには黙つて
いなければならん、女のくせに生意気
だ、といふようなことがありますなら
ば、「そう〜」と呼ぶ者あり)これは
丁度先ほど栗山さんがおつしやつて
いらしゃいましたが、静岡県の学校
の石川さつきさんがやはり女性である
ために、子供であるために、「くどい
くどい」と呼ぶ者あり)なお更村八分の
強い罰を必要以上に受け立場に置か
れておるような空気があの新聞の文句
のうちからも読みとられます。が、こう
いうふうな空気がやはり私たちの非難
の上にも、この懲罰の物差に若しも盛
しまして、社会の一員といだしまし
て、やはり正しきを正しきと主張する
立場から私たちは一個の責任を十分果
して行くべきであり、又果して行かな
うでございましたが、そのうちに、議

ければ、ならんと存じておりますのでございます。(「その通り」と呼ぶが常なり)以上の理由でございまして、牛込件には私ははまらないばかりでなく、私の出て参りましたことは、止めに止まれない正しさを主張するためであります。でも後悔もいたしておませんし、しさを貰いて議長のためにあいさつ叫びを出しましたことは正しかつたのだと思つておるものでございます。(拍手)○議長(佐藤尚武君) 高田なほ子君。

り」と呼ぶ者あり)參議院規則、これは
參議院の運営のルールを測る尺度でござ
る。この尺度をお互いに守つて行かねば
ければならないのであつて、たとえ多
数党でありましょとも、この尺度が
破れたときにこそ、參議院の運営をそ
自体は無政府状態を現出するといふこと
とはこれは当然のことでございまして、それ
う。この無政府状態をどうしても食い
止めなければならないというのが我が党
の各議員の主張であり、私も又この
主張をする一人でございまして、それ
を無政府状態、いわゆる佐藤議長の言
を借りて言えば非常事態でございま
す。この非常事態の原因といふものを
追及することなく、ただその現象面だけ
を借りて言えれば非常事態でございま
す。これは誠に遺憾極りないところで
ございます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)
ここで私は先ほどの提案者のいわゆる起
訴状によりますれば、高田さんは拘ら
つたといふお話をございます。(笑)内
私はその趣旨の中にありますように海
壇を占拠したことにもございません。暴
力を以て妨害をしたと。いうことも私は
みずからございません。更に抓つたよ
うようなことは、これは声を大に一
て私は抗議をいたします。(「そうだ」と
呼ぶ者あり、拍手)一身上のことなどを
ここに一言うことを許して頂きますな
らば、私は二人の男の子供を持つてお
ります。けれども子供に対しても幼少か
ら一度も手をかけたことはございません
ん。(拍手)これは私の両親が熱心なタ
リスチャンでありましたために、その
わけて人様を抓るなどというような
教育の中に育てられました私は、決し

(笑声) 陰険な措置は、誠にこれは人は、
に関する問題であります。(拍手) 私は
みずからせざることに対しても声を
にしてここに抗議を申上げなければ
りません。ただ朝日新聞の写真によ
ますと、私は江田議員のうしろから
う押している形が見えておりまして、
家に戻りまして、二人の子供から母も
んこれは一体何をしておつたのだ
(笑声) やこれはこう～～いうわ
で、大変な混亂状態に陥つて……
(「その通り」と呼ぶ者あり) 私は議員としてどうしてもこの議会の運営とい
ものをお正しいルールに乗せるために也
常に大きな声を出して、議長懲罰勅令を取上げて下さい、取上げて下さいと叫
んで、そしてあの混亂の中で國らす
叫んでおつたときに、こちらにおら
た江田議員がうしろのほうにこう倒れ
かかつたような形でございました。
ういうよくなときにはそれを見て支え
といふことは、これは当然のことでも
ろうと私は思うのです。(「そらだ」
の通り) と呼ぶ者あり、拍手) そうい
う同志として当然なことは皆様ががん
もこれはお認めにならなければならぬな
いと思う。例えば泥縄に旦那さんが捕
殺されようとしているときに、そばに
ある家族の者がこれに對して力をかね
ということは、これは当然のことでも
る。何らこれはつねるというよくな
とは全く性質の違るものであるとい
うとを私はここに声を大にして申上げ
なければなりません。ただ最後に申上げ
たいことは、婦人なるが故に純足の
眼を以てこれを眺めるということにつ
いては、「そうだ～～」と呼ぶ者
あり) いずれの社会にもあり得ること
ではございましょうけれども、少くとも

も国會議員の懲罰に当つては慎重を期さなければなりません。〔了承〕と呼ぶ者あり（然るにもかかわりません）。何らつねつたといふやうな確実な証拠もなくして、私の名前は懲罰された対象としてラジオを通じて全国にこれが広まりました。多くの私の友だちは心配をして、昨日、今日、実際に三十通余る電報をよこされて心配をしていました。こういう非常な大きな影響を持つにかかります。（「わかつた／＼」と呼ぶ者あり）何らの的確な証拠もなく、何らの趣旨提案者による罪状にも植はないものを、かかる軽率な立場において懲罰に付されたということに対しましては私は心から怒りを持つておるものであります。どうか法の前にはすべての者が平等であることに、法の前には公平である立場をとらなければなりません。どうか法の前にはすべての者が平等であるとともに、法の前には公平であります。〔了承〕と呼ぶ者あり（思つものであつて、特に懲罰を提案された皆さんがたにおかれまして、法の運営を公平に、あらゆる角度から見て、全くこれを覆す余地のないという、ところにおいて、初めてかかる仕儀がなされなければならぬといつて、以上私の弁明を終ります。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

我々も又そういう観点に立つて弁明しなければならん。価値のない懲罰動議であるといふことは、後で明確にします。私どもは常に諸君に十分我々の政治的の主張、性格等を話す機会を持たなかつた。本日幸いに諸君によつてこの壇上から全國民に呼びかける機会を與えられたことを、心から感謝するものであります。

第一に我々は、諸君が「一身上の弁明だよ」と呼ぶ者あり)今定義しておるようすに、暴力主義者はではないといふこと、お忙しくて研究の時間を持たない諸君であればあるほどに、こういう機会によくお耳に入れておかなければならんと思ふのであります。我々は社会主義者、私どもは社会主義者であるし、我が党の同志は社会主義者であり、民主主義者であるのであります。よく誤解を受ける容共とか、或いは暴力主義だとかいう、これは單なるこじつけに過ぎない。なぜそういうようなことが逆説的に使われるかと申しますれば、私ども社会主義者は科学主義者である。従つて事態を明確にするために分析をするのである。この分析に

用いる武器は、諸君も知られる通り、それはマルクス主義である。このことが大切であります。私どもはマルクス主義者であるけれども、なお共産党員ではないのである。共産党員ではないのである。この点を明確にしておかなければならん。私どもは、この分析の力を借りないでは、戦争以前のよくな程度では日本の発展が望まれないと、現実の事態では、私どもはこの分析の力によらなければならぬ。従つてそれは諸君の学校に行つてゐる子弟に

懲罰の歴史

お聞きになればわかりますように、近代的のマルクス主義以外には、資本主義をお分析する力を持つものはございません。(「そんなことはどうでもいいよ」「弁明じゃないよ」「議長注意しないさい」「それが大事なんだよ」と呼ぶ者あり)私は、諸君が暴力主義者である。現に諸君が政治的に我が党に対して何らかの打撃を與えようと考へておらないまでも、「勿論」と呼ぶ者あり。只今までの論議をお聞きになればわからるように価値ない、一顧の価値もないところの現象、これを捉えて懲罰という、懲罰という舞台にこれを上して我が党を誹謗しようというならば、我々は一身の弁明と共に、我々の政治的の立場の弁明になるかも知りません。

(「ノーノ」と呼ぶ者あり)この点は諸君、弁明であるかないかは、只今私が申し上げているような因果の関係、諸君は如何に古いかたであつても仏教の因果くらいはわかつておりましょ。(笑声)

因果関係、これを申上げなくてどうぞ、我々の弁明が成立いたしますか。そうお考えになつたならば、私は今申上げておるようなこともお聞きに値するものとお考えが願えるでしょう。我々は公式のマルクス主義に捉われて捕虜になるのではなくて、「本論々々」と呼ぶ者あり)このマルクス主義を武器にして、我々は利用してこのような時間的な法則を我々が持つて、日本の客觀情勢、空間的な一切のこの事態、時間的なモーメントを我々は築いて行くという態度であります。従つてこの武器を我々が使用しておるから、マルクスと言えば何でも共産党だと考へ易いように、古い権力者が我が国的一切の勤労階級、国民に教えて來たのである。こ

のようなことを、私は今この壇上から國民に明確にさして頂くことだけでもあります。諸君の今日とられておるこの事件の態度が私は感謝に値するものであるといふことがあります。

○副議長(三木防齋君) 太下君、弁明だけやれ「弁明になつておらんぞ」と呼ぶ者あり

○本下義吾君(続) 弁明の範囲内でやつております。この政治的陰謀はすでに各所において演説されておる。社會黨の左は暴力を揮つたということを標榜運動の事前運動の演説会において言われておるのであります。私どもは只今申上げるよう暴力を否定する上に立つてこそ一切の政策の具体的なものでは絶対的なものでもなければ固定のものでもありません。暴力は相対的である。保守的な諸君が無理に不合理な暴力をやろうとすれば対立的な暴力が生まれるということはもう私が説明するまでもない。我々社会主義者はこの二つの大きな危険な要素に立つて平和的に、そして暴力にならざるためにどのくらい苦労してゐるか聞いておるかといふことは、我々が聞つておるかといふことは、我々の日常共に聞つておる多数の同志諸君が、労組諸君が、農民の諸君が知つていてくれるのです。諸君も又これを教える。殊に「弁明だけやれ」と呼ぶ者ある。私どもは、今諸君の懲罰になつた(「そんなことは言わんでもいいよ」と呼ぶ者をも)原因は破防法の問題でありまして、私は

-27

者あり)あの丸ビルに所用あつて参りまして、同伴者もおれば向うに人もおるし、なお国会の自動車も私を乗せて行つたのである。二時五十五分にたつて三時の会見に約束して出て行つたのであります。歸つて来たのは三時四十五分くらいであります。従つてこの議事録にありまするあの直前にある小野君の懲罰の動議の堂々廻りに私の名がのつておりません。わかりましたか。(はつきりしないと呼ぶ者あり)私はそこにねらない。(よくわかつたと呼ぶ者あり)どうしてねらないものを諸君がおるということを立証できますか。このような事実が諸君の今提案されておることは、目的は別にあり、我が党を誹謗し、そぞして無根な事実を捏造して、全国民を欺瞞する態度でなくてなんであるか。(拍手)かくのごとく明瞭な事実を諸君は何と見る。(陰謀だと呼ぶ者あり)諸君はただ單に反対党を傷付け、反対党にただ諷諭中傷を浴びせば、それで事足りりとするのか、いやしくも諸君も市井においては紳士の一員であろう。諸君がこの懲罰動議を出したが故に、背後に何十万の同情者、そろして信頼を持つた人々にどのくらいの実害を與えておると考えておられますか。曾つて破防法の審議の際に、行政権処分を、その損害を取消す術がないこととてしばしば繰返された、その際に諸君は裁判手)どうしてこれを取返すことができると言われるるのである。(泣くなと呼ぶ者あり)諸君、若しも諸君がこの事實を曲げて私を諷諭に付してやるという政治的な

意義を、考えを持つてやるならば甘んじて受けまつしよ。〔「妨害したのは誰だ」と呼ぶ者あり〕、その次の夜のときに私はここへ来てる。(「そうだ」)それだよ」と呼ぶ者あり併しながら提案理由は何と言つて提案理由を説明しておるか。そうして私は一体ここで何をしたのか、(知つてゐる)と呼ぶ者あり)その夜のことは少くとも提案の理由の中にはないのである。(「ある」と呼ぶ者あり)余りそうちごつちやにして、又間違ひを率直に認めないで、又それに積み重ねて行けば無理が出るということは因果の法則でありますぞ。(「何を言ふか」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 静肅に願います。

○木下源吾君(続) よくお考えになつたらよろしいと思ふ。勿論私は諸君が忖度せられるであろうように、何とかしてこの破防法が我が參議院を通過しないよう、通過させないようあらゆる合法的な努力をするという決意を持つておつたことは当り前であります。それ故に參議院が政治的に私を葬るうといなれば甘んじて受けましょ。う、その代り明確にしなさい、事実無根を捏造するのではなく。保守党が進歩的な政見に対して一切かかる斬捨御免の態度を以て臨むものであるといふ、こういう明確な態度を表明して、そうして懲罰事犯を処理しなさい。我々は諸君によつて議席を奪われようが、命を取られようが、そんなことには屈するものではありません。我々は屈するものではあります。(そんな啖呵を切るな)と呼ぶ者あり)私どもは眞つて自分の座敷に廢れておつても、(簡單、々々)と呼ぶ者あり)交通妨害で捕われたしばくの経験を持

つておる。支配階級の陰謀、支配階級の卑劣、支配階級の行動を身を以て体験しておるのであつて、（拍手）今更に懐みをうな考へは毛頭ございません。（よろしいと呼ぶ者あり）どうぞ堂々とおやりなさい。（拍手）○議長（佐藤尚武君）吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 懲罰動議に対しまして、一身上の弁明の機会を與えられたのであります。私は一個の参議院議員として若しも私が懲罰に附されることが妥当であり、合理的であり、合法的であり、参議院の権威を保持するために、それがなされなければならないといふことであるならば私は黙して語りません。〔それなら止めなさい〕と呼ぶ者あり。併しながらこの間われました事案或いは懲罰の動議に対しましては黙つておるわけには参りません。これは今まで同僚議員から、同じようないな事案でありますので、それべく弁明がなされました。私自身この懲罰動議が今日こういう形で出されることに極めて遺憾の意を表するものであります。なほ弁明の機会に、或いは私どもの行動自身ではなくして、参議院の運営について触れなければならぬことと、或いは議長のとられた措置に対し、さても触れなければならんことを極めて遺憾に思うのであります。

私は先に赤木議員から国会法十三條の修正に関する、再び参議院規則に従つて提案理由の説明を願いたいといふときにも申上げたのでありますけれども、私はこの三年参議院議員としてここに議席を有しておることを誇りに思つて参りました。それは参議院の憲

法上與えられたところの地位もござりますが、この二院の抑制機關としての使命を果して參るについて、從來の參議院は私はおおむね妥當であつたと考へております。時に參議院を傍聴して聞いても、或いは世論の批判を聞いても、參議院の自由党の絶対多数の前には、道理も合理性も引込んで無理が押し通すこと、或いは甚しきに至つては男を女にすること、女を男にすること以外は何はありません今の參議院ではできるといふことは、これは他の院のことと、批判をするべき限りではございませんけれども、そういう感じを持ち又、批判がなされることは事態が進められて参りましたことは、これは他の院のことと、はっきりではございませんけれども、それが多數の意見によって議事が決定せられ、多數の意見によって議事が決定せられようとも、その少數の意見の合理性は、次の機会には大きくなつて今議の意思となり、或いは国会の意思となり得るところにあると私どもは信じて参りました。參議院においては少くとも私が過去において経験して参りました三年間に亘つて、本会議においても委員会についても道理と合理性、合法性が通つて参つたと信じております。これは參議院の今日の両院制度の下において果すべき使命の上から、これは当然のことであると考えます。參議院が若しも完全にいわゆる興党化してしまいますならば、參議院存在の意義す。〔その通り〕弁明しろ、弁明、「身上の弁明をすればいい」と呼ぶ者あり）或いは參議院のキヤスチング・ダオートを持つておると申しますか、事實上その動向を最後的に決定しておる風会の動向についても、私はこのこと

とは言えると考えます。然るにこの国会において残念なことがありますけれども、衆議院のやり方が参議院の中でも持込まれて参つた、「從来においても議院の一部会派の輿営化工作」ということが言われて参りましたけれども、それが議事運営の上にも明らかに出ておつたと私は感じとつております。この国会におけるその最初の現われは、政防法を短期間に通して行くために法整備委員会において先づ現されました。(弁)來議事進行について參議院の法務委員会において、多數決で以て議決をして議事を進行するというような慣例はなまつたけれども、それを出席せらるゝに出て、弁明に出て來られた官房長官がそれを企図せられ、そしてそれが失敗しましたことは御承知の通りであります。が、そのやり方を法務委員会だけではなくして、本会議の議事について行わかれましたことについて、私は非常な遺憾を感じるのであります。二十四日会期延長の延長の本会議の議決が如何なる事態に行われたか、その混乱のあとを(四日国会法の修正と、(議長注意)ト呼ぶ者あり)議運委員長の(「一身上の弁明をしろ」と呼ぶ者あり)辞任に関連して申合せが行われ、「これが大変なところだ、前提條件だ」と呼ぶ者あり)り)そして本会議が開かれて参つたことは、私が繰返す必要はございません。ただその間において私ども指摘をいたしましたように、赤木君の趣旨弁明は議案を配られずしてなされた、或いは法務委員長は議長の許可なく無断で登壇せられたなどといふ事態が起つて参りました。これらはすべて無理をしていました。これらはすべて無理をしていました。これにて本会議を參議院において進めようといふ意図と、これは態度の結果であります。

昭和二十七年七月四日 参議院会議録第六十二号
議員岩間正男君外十六名懲罰の動議

し、或いは我々の抗議のみの離事運営についての争いの一つの方法を多数以て懲罰するという方法が許されならば、今後この参議院は從来における合理性、合法性を奪われて、完全に衆議院と同様の議事が進められており、そこに不合理性と非合法性が出来ることを私は虞れるのであります。議論を或いは懲罰動議を出され、それに対する質問或いは弁明が行われておられますと、問題が参議院の中で判断ができないで他の判断をすら求めなければならんのではないかと、いろいろな事態で議論が進められますことを極めて確念に思うものであります。(「終り」と呼ぶ者あり)二十八日私どもの「もういいよ」と呼ぶ者あり)行動について議長の許可なく登壇をしたと言われます。この壇の上に上らなかつたことについては同僚も申しました。(「簡単简单」「何が簡単だ」と呼ぶ者あり)私までこの壇上には上らないでこの事務総長の前まで私どももとめて参りました。た。或いは暴力を以て投票を阻止したこと言われますけれども、どこに暴力を振つた事実があるか。私の点については証明を願いたいと思うのであります。事実を以て証明を願いたいと思ひます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)或いは衛視に対し暴行を働いたという事実がどこにあるか、これらの点については事実を説くのも甚だしいと思ひます。議長の許可なくして登壇をするところに於ける懲罰の主たる理由がどこにあるか、これらの点についても改めて憲法或いは国会法、参議院のあります。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)

あります。或いは百六十六條なり百十七條に附することができると憲法五十九條にある。或いは国会法十九條には議院の任務として議長が議院の秩序を保つけで掲げられています。參議院規則は、議事整理するという文句があります。或いは議院の「紀律及び警察」の項であります。問題は、議院のこの本会議場における紀律と督察問題であります。或いは議院の許可を得ずして登壇をしたという問題は、その前後の條文を読んで、人議室において廻煙を禁ずるといううと、これは委員会では現に慣習法としてこの二、三年においては廻煙が行われております。或いは二百十二條には、「議事中、濫りに発言し又は騒いで他人の発言を妨げてはならない」と書いてあります。この二百十二條のあとを受けて、「議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない」と書いてあります。が、私ども小野法務委員長のみに、この演壇に登つたわけではありません。或いは二百十條、二百十一條、二百十三條は、廻煙或いは発言、これはこの点については会議中野次のために議長の注意を受けられたことあるかたが相当おありになりますが、それと同じく演壇に登ることが二百十條においてもなかつたし、規則の上から三條に規定せられております。私は唯一の懲罰の理由である演壇々々としまことは、「簡単々々」と呼ぶる者あり)事実においてもなかつたし、規則の上から同じに取扱われておるといふ參議院規則の趣旨を申しておるのであります。そしてこれらの條文を読んで参ります。

「さうして、現に起つた問題は院内の秩序、或いは警察の問題であるのか、事規則の問題であるか、会議の運営問題であるか、これらは常識を持つてある者ならば明らかになるところです。従つて或いはこの問題に関連して議事運営のいろいろな点が、或いは相談約束が破られたことが、或いは相談できなかつたことが、そうしてその間に起つた事実が挙げられて参つてお次第であります。或いは參議院規則によるならば、議長は会議の秩序を保持せられるとするならば、現行犯といふもございましたけれども、それが長において注意せられた後にいて題となるべき性質のものであります（注意をしたよと呼ぶ者あり）こうう点から考えて見ましても、「速記録を見たか速記録」と呼ぶ者あり（参議院規則の精神者あり）国会法、參議院規則の精神を言つてもおわかりになるかどうか知りませんけれども、私どもは懲罰値するとは考えません。そうして今後こういう運営をなさるといふのであるかどうか、參議院のために、議院の権威のために私は反省を求め一身上の弁明に代える次第であります。（拍手）

先づ我々はある日の空氣といふものであります。それが、やはりどこにでも空氣といふものはございまして、併しながらがらんがらんの空氣を超えて冷靜を失してはならぬことはよくわかつておりません。併しながらあの日の議事の運営による際に、突如として小林英三君があの動議を出されたのであります。併し考へましたときに、あの動議が果して參議院規則並びに国会法に照し合わしまして、たゞ多數で譲決せられたといふしましたときも、それは參議院規則、国会法に違反しておるものであつたならば、これも先ずその法律の改正を行なつてからなればならないであろう、又從来から守られて参りました慣例を完全に無視してやられるとするならば、これも重大な問題として静かに考えてみると余裕はあるでございましょう。従いまして小林君の動議が出来ましたときに私は議院運営委員、特に当日の議場内の連絡係を勤めておりましたので、いち早くこの事務長の席へ参りまして、あれが果して国会法でいいかどうかよく考えてみなさい、又從来の慣行からいつても、或いは參議院規則からいつても、どうしてもこれは無理じやないか、大槻音三君の懲罰動議は出ておるのだから先ほどから同僚議員が繰返して申しましたように、こゝは冷靜に規則に従つて運営しなければならないのです。こゝいうときに規則を破つた場合には、收拾すべからざるところの事態が生ずるであろうことを最も虞れました。

規則を冷靜に考えて、そして議員の職務上是非とも事務長に国会法をもう一遍考えてみよ、或いは參議院長補佐の役目をしてもらいたいということを申入れに私が参つたのであります。併しそのときにも氏の名点呼が行われておりまして、綠風会の諸君がこの壇上へ投票に上つて来られました。従つて我々のおるこの席と投票者が通るところの間に若干の道が狭くなつたことによつて、議事を妨害されたの、或いは公務執行妨害であるといふよう罪名の下に、我々を懲罰に付されようとしてることは、何としても私たちは不服することはどうないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

の間に対立をいたしましたときも、一回も私はそういう暴力を揮つたことはなかつた。どうしたことだと言つて非常に心配して見舞の手紙がほうから殺到しておるのであります。このような私の性格からいたしましても、決して暴力的な行為をやるものとか、実力を以て投票を阻止しようとか、そういう、強いてこんな動議を出さむたことは極めて迷惑至極であつて、何らかの自由党の諸君が意図を持つられたのではなかろうか、我々は非常に猜疑心を持つことになるわけであります。特に私はここではつきり申し上げたいのでありますけれども、この懲罰動議を出すに当りまして、名前を申上げていいのでございますが、又懲罰動議だと言つてかけて来るとうるさいからして、これが解決するまで一応名前は申上げないことにいたしますけれども、十三号委員室へ衛視の中の某氏以下四、五名を自由党の議員の諸君が呼び込んで、そうしてあの当時に以前は尻を抓られたとか、或いは誰が来ておつたかというような一々取調べをやられまして、その上でこの懲罰動議に該当する人たちの指名を行つたという噂が公然と參議院内の廊下に流布されておるのであります。(その通り」と呼ぶ者あり)併し火のないところに煙は立たずだと思う。自由党は今政権を握つていることをかさに着て事務当局に圧力を加えていると言われても抗弁の余地はないと思うのであります。(拍手)衛視を呼ぶならば堂々といふのは懲罰委員会においてお呼びになる

のは結構だと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(その通り)と呼ぶ者あり)而もこれに屬するところの事務局に対しても我々はこれは権力と結んで野党の行動に何らか制肘を加えようとしておることであつて、そういう意図が事務局の中にも或いは、議長の頭にはそういうものはない、私は確信いたしておりますけれども、事務局の一部の人にそういう意図があるとするならば我々は看過し得ない問題だと思うのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そして野党を不利な立場に追いこんでおいて、その上で近く行われるであろうところの衆議院選挙に臨もうとするが、とき卑劣な行為は断乎排撃しなければならんと私は考ふるのであります。(拍手、「いつでもそういう言い方が君の戦術だ」と呼ぶ者あり)小林君から野次が飛んでおりますけれども、私は從来からの戦術と言われますが、決してそういう行為はとつておらない。あの議長室に我々は参りましたときも、議長室が混亂いたしましたときも、再度に亘りまして、これは若しも不測の事態が起つてはならないからといふので、僕は先に立つて、そうして議員だけが残つて、そうしてほかの人は一応退場してもらおうじやないかといって、安井君も、菊川君、君もやつてくれ、草薙君あたりもそう言ふから、それはわかる、参議院の秩序を保持しようということについては我々は非常な熱意を持つておる、そして冷静に議員だけで話をしようというのである混乱した場合にでもむしろ我々野

り出されることがあつてこそ初めて大自由党だ。(「出せ／＼と言つて強要したぢやないか」と呼ぶ者あり)それを撤回されずに提案されるままに置いておかれるからなんです。それを撤回されば誰がもう一遍出せといふ馬鹿なことを言われるだらうか。それを誤解して撤回されない。冷静に撤回されてこそ初めて大自由党と言つて得るのだ。従つて私はその場の空氣によつて起り得る、醸し出されるところの多少のいきさつも、決して怪我人も出たわけではない。而もそれからは議長の努力によりまして、一時は議長の取計の方については我々もいろいろ異議があつたが、併し野党的ほうからそういう気持なら、おれももう一遍この議事が正常のルートに乗るように努力をしようと、こう言つて議長は努力された。幸いに一応正常のルートに乗つてだんだんその方向に向おうとしているのであります。而もこの、(明日は取下げるよ菊川君と呼ぶ者あり)議長がこういう態度を静かに振返つて見たときには、個人の見解として、この壇上から見ておつて、成るほど與党も野党もよくやつた。併しながらあとに別に批判、あのときにはいろいろおれも痛に触つて、そらしてあの野郎あの野郎と思つて何回も腹は立つたけれども、冷靜に返つてみたときにはよくやつたと、而もこれからは先ずお互に事故のないよう、正常のルートに乘せようじやないか。そうしていよいよ参議院の権威を高めるためにやろう、特にあの日の討論のごときは、実に正々堂々たるものであつたと、個人の見解としてお申しになつて、これは本当に、余り中立過ぎると、殊に僕らから見れば中立過

ぎるじやない、與党に偏つてゐると見える議長さういう見解を申しているので。而も君のほうから出て来ている議院選管委員長が、今後はそういうふうにやつて行こうじゃないかそれを今期になつてもこの動議を取下げないのみか、更にこの動議を取下げないのみか、今日は日華條約や日印條約、こういつた條約をやつて、これはいつまでも威しとして飾つておこうじゃないか、こういう行動を以て野党を威し付けるのは早晩未練だと思うのであります。(拍手)下ろして素直に、起つたときには起つたときでやればいいのだ、そういうことをお互にそういうふうに気を付ければいいと思うのであります。そこに大自由党的面目があるので、そういうことをやつておるからして、(余計なことを言うのぢやない)と呼ぶ者あり)このようだ一日、こういう一身上の弁明のみで一日を費さなければならんということになると思います。の諸君がみずから好んで捕つた穴だと思います。(拍手)従いまして、私が以上申上すたよくな理由から、私個人として絶対に懲罰動議に引つかることはみじんもないという確信を持つてゐることが一つ。

もう一つはこういう卑劣な動議はいつも問題が解決し去つたときは静かに、而も男らしく撤回されまして、そうして又次の問題と取組んで行こうじやないかと向われる大きさを示さるる自由党のもう一遍猛省を、最後の猛省を私は特に野党第一党の立場から與党の自由党諸君に最後の猛省を促しまし

官報(号外)

て一身上の弁明に代えたいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これより採決をいたします。本動議の採決は各議員

それく別個に行います。

先づ岩間正男君を懲罰委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて岩間正男君を懲罰委員会に付託することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) [賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて岩間正男君を懲罰委員会に付託することに決しました。

を懲罰委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) [賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて河崎ナツ君を懲罰委員会に付託することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) [賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて岡田宗司君を懲罰委員会に付託することに決しました。

を懲罰委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) [賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて梅津錦一君を懲罰委員会に付託することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) [賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて吉田法晴君を懲罰委員会に付託することに決しました。

がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、

この際、日程に追加して、常任委員長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○本村守江君 只今議題となりました常任委員長の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名されんことの動議を提出いたします。

○高橋道男君 只今の木村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。

昭和二十七年七月四日 参議院会議録第六十二号 議事日程追加の件 常任委員長の選挙 議事日程追加の件 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十七年六月十九日

衆議院議長 林 謙治

(小字は衆議院修正)

参議院議長佐藤尚武殿

（改正）

水産業協同組合法の一部を改正する法律

法律第二百四十二号の一部を次のよう

に改正する。

第八十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第五回とし、以下三項ずつ繋り下

げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 全国地区とする連合会は、前項の規定にかかるわらず、同項第三号、第四号、第五号又

は第七号の事業を行おうとするときは、省令

の定めるところにより、主務大臣の認可を受

けなければならぬ。

第八十九條を次のよう改める。

前項の認可を受けた連合会は、省令の定め

るところにより、毎年、主務大臣に事業計画書その他の説明を提出しなければならぬ。

主務大臣は、第二項の認可を受けた連合会

が当該事業を健全に行つてならぬと認めるとき、認可を取り消すことができる。

第八十九條を次のよう改める。

第九十二条第二項中「及び第八十

九條」を削る。

第八十九條第一項中「及び第八十

九條」を削る。

第八十九條第一項中「及び第八十

九條」を削る。

第八十九條第一項中「及び第八十

九條」を削る。

第八十九條第一項中「及び第八十

九條」を削る。

第八十九條第一項中「及び第八十

九條」を削る。

くは第八十九條(第百條第二項において準用する場合を含む。)を「第八十一條若しくは第八十二條第二項、第三項」に改める。

第一百三十條第一項中「第八十上條第三項但書」を「第八十七條第六項但書」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に存する全国を地区とする漁業協同組合会及び水産加工業協同組合会が現行行つてゐる第八十七條第一項(第百條第一項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)に掲げる事業につては、同項の認可を受けたものとみなす。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 第一項の許可を受けて標示をす

る者は、商品名、製造年月日、製

造所所在地及び製造者の氏名又は

を記載する市の市長は、栄養改善指導上必要があると認めるとき

は、集団給食施設の経営者から必

要な報告を求め、又は栄養指導員

に特定多数人に対して継続的に食

事を供給する施設について栄養改

善の見地から必要な指導をさせる

ことができる。

5 第二十條 第十一條第一項(調査指

導)の規定に違反して報告をせず

又は虚偽の報告をした者(法人で

あるときは、その代表者)は、五

千円以下の過料に処する。

6 第十二條 販売に供する食品につ

き、栄養成分の補給ができる旨の

表示又は乳児用、幼児用、妊娠婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、

厚生大臣の許可を受けなければな

らない。

7 第二条の規定による

前項の許可を受けようとする者

は、製品見本を添え、商品名、原

材料の配合割合及び当該製品の製

造方法、成分分析表、許可を受け

ようとする標示の内容その他厚生

省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所所在地の都道府

県知事(保健所を設置する市にあ

つては市長)を経由して厚生大臣

に提出しなければならない。

8 前項の申請書には、許可審査手

数料として三千円に相当する收入

印紙をもよよ附しなければならぬ。

9 附則

10 第一百二十四條第二項中「第八十一

三十一條まで、第八十九條及び

「第二十一条から第三十二条まで及び

三十二条から第三十三条まで及び

三十三条から第三十四条まで及び

三十四条から第三十五条まで及び

三十五条から第三十六条まで及び

三十六条から第三十七条まで及び

三十七条から第三十八条まで及び

三十八条から第三十九条まで及び

三十九条から第四十条まで及び

第四十一条から第四十二条まで及び

第四十三条から第四十四条まで及び

第四十五条から第四十六条まで及び

第四十七条から第四十八条まで及び

第四十九条から第五十条まで及び

第五十一条から第五十二条まで及び

第五十三条から第五十四条まで及び

第五十五条から第五十六条まで及び

第五十七条から第五十八条まで及び

第五十九条から第六十条まで及び

第六十一条から第六十二条まで及び

第六十三条から第六十四条まで及び

第六十五条から第六十六条まで及び

第六十七条から第六十八条まで及び

第六十九条から第七十条まで及び

第七十一条から第七十二条まで及び

第七十三条から第七十四条まで及び

第七十五条から第七十六条まで及び

第七十七条から第七十八条まで及び

第七十九条から第七十条まで及び

第七十一条から第七十二条まで及び

第七十三条から第七十四条まで及び

第七十五条から第七十六条まで及び

第七十七条から第七十八条まで及び

第七十九条から第七十条まで及び</p

那利一十七年七月四日

一、榮養改善法案

出席者は左の通り。

議長	副議長	議員	出席者
藤森 真治君	波多野林一君	中山 神藏君	藤森 真治君
常岡 一郎君	館 館三君	高橋龍太郎君	波多野林一君
高麗莊太郎君	杉山 昌作君	高橋 大輔君	常岡 一郎君
鳥村 軍次君	楠見 善男君	高橋 道勇君	高麗莊太郎君
加賀 片柳	尾崎 行輝君	河井 彌八君	鳥村 軍次君
操君 真吉君	岡本 愛祐君	柏木 庫治君	加賀 片柳
尾崎 加賀	梅原 真隆君	小野 哲君	操君 真吉君
岡本 義祐君	伊藤 保平君	奥 むめお君	尾崎 加賀
梅原 真隆君	赤澤 安次君	岡部 常君	岡本 愛祐君
伊藤 保平君	結城 安次君	井上なつゑ君	梅原 真隆君
赤澤 與仁君	上原 義一君	石黒 忠篤君	伊藤 保平君
上原 正吉君	青山 九鬼紋十郎君	赤木 正雄君	赤澤 與仁君
岡崎 祐一君	岡崎 加藤	山川 良一君	上原 義一君
武德君	楳竹	島津 忠彦君	青山 九鬼紋十郎君
春彦君	古池	岡田 信次君	岡崎 祐一君
信三君	石川	中川 幸平君	武德君
亀七君	西山	大矢半太郎君	春彦君
六郎君	深水	廣瀬與兵衛君	古池
黽貞君	徳川	木村 幸平君	石川
定吉君	大島	山縣 勝見君	西山
英三君	小林	米治君	徳川
義詮君	草葉	守江君	大島
黒田	左藤	政二君	黒田
英雄君	隆圓君	勝見君	英三君
以良君			黒田

川村	溝口	前田	小野	重宗	西川甚五郎君	平井	松本	山村	高橋達太郎君	堀	愛知	平林	平沼彌太郎君	溝淵	中山	岩沢	栗栖	大屋	黒川	境野	木内キヤウ君	稻垣平太郎君	門田	三輪	三橋八次郎君	中田	栗山	内村	石川	森崎	山崎	岩木	宗司君
義夫君	雄三君	太藏君	幸作君	太郎君	昇君	未治君	揆一君	太郎君	秋山俊一郎君	恭一君	安井	太君	鈴木	恭一君	蕃彦君	荒太君	邦彦君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	杉原	宮田	野田	卯一君	大野木秀次郎君	宮田	重雄君	寺尾	豐君				
穰君	昇君	幸作君	太郎君	昇君	揆一君	揆一君	太郎君	太郎君	太郎君	謙君	太君	太郎君	伊能君	伊能君	銀藏君	荒太君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	卯一君	大野木秀次郎君	重文君	長谷山行教君	卯一君	寺尾	豐君					
大野木秀次郎君	宮田	重文君	邦彦君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	邦彦君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	卯一君	大野木秀次郎君	重文君	長谷山行教君	卯一君	寺尾	豐君				
梶越	儀郎君	重文君	邦彦君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	邦彦君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	長谷山行教君	石原喜市郎君	荒太君	重文君	卯一君	大野木秀次郎君	重文君	長谷山行教君	卯一君	寺尾	豐君				

國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
山崎	猛君	山崎	國務大臣
岡村文四郎君	一松 定吉君	小笠原三男君	坂本 錠三君
木下 源吾君	岩間 正男君	金子 洋文君	木村福八郎君
江田 岩間	大野 千田	水橋 蘭作君	岩崎正三郎君
堺 三郎君	田中 翁翠君	上條 愛一君	東 降君
鈴木 潤一君	羽仁 五郎君	山田 節男君	山田
大野 幸一君	永井純一郎君	矢嶋 三義君	鳥 清君
千田 正君	池田七郎兵衛君	佐々木良作君	佐々木良作君
田中 一君	小林 亦治君	松永 義雄君	常子君
羽仁 五郎君	相馬 助治君	赤松 常子君	虎一君
永井純一郎君	伊藤 修君	楓橋 小虎君	清一君
池田七郎兵衛君	波多野 鼎君	原	
小林 亦治君	下條 忠恭君		
相馬 助治君	伊藤 修君		
伊藤 修君	波多野 鼎君		
波多野 鼎君	下條 忠恭君		
下條 忠恭君	伊藤 修君		
伊藤 修君	波多野 鼎君		
波多野 鼎君	下條 忠恭君		
文重君			